

## South China - Asia Business Report

Vol. 68  
December  
2017

# 華南・アジア

## ビジネスレポート

## CONTENTS

## Topics

ベトナム投資を拡大する韓国企業	3
中国医療事業への参入に関する考察	7

## Regional Business

## Indonesia

新移転価格文書化規則制定後の動向と企業の対応	11
------------------------	----

## Vietnam

製造業に対する優遇税制の特徴と 拡張投資にかかる留意点	15
--------------------------------	----

## India

インド IBC を活用した債権回収実務の現状とその留意点	20
------------------------------	----

## India インドの税制 [66]

インドにおける新たな税務計算・開示基準 (ICDS) の適用 ～会計上の利益(インド会計基準/新インド会計基準)との調整～	24
--	----

## China

商業賄賂リスク防止 ～贈答と賄賂の境界線～	28
-----------------------	----

## China

中国国際投資紛争仲裁規則(試行)	31
------------------	----

## Hong Kong

香港における航空機リース事業の税制改正	35
---------------------	----

## Macro Economy

アジア経済情報:ベトナム	39
--------------	----

## Briefs

## Topics

**ベトナム投資を拡大する韓国企業**

ベトナムで韓国企業の存在感が急速に高まっている。これまで日本が主導してきた対ベトナム直接投資も累積ベースで既に韓国が上回っており、特にスマートフォンなどのエレクトロニクス機器の生産を主体とした韓国大手財閥企業による大型投資が目立っている。

韓国とベトナムの両国政府関係が良好であることもあり、政治の安定性や地理的優位性、安価な労働力、市場の成長性、さらには直接投資に対する優遇制度など、さまざまな魅力を持つベトナムを韓国企業が投資先として選好する姿勢は今後も続く見込みだ。日本企業はベトナムにおいて韓国企業と競合する場面が増えることが想定される半面、現地調達率の引き上げを希求する韓国企業と協調の機会を模索することも視野に入れ、事業戦略を進めていく必要があるだろう。

**中国医療事業への参入に関する考察**

規制緩和が進みつつある中国の医療市場は今、外資企業にとってもっとも注目を集める投資分野の一つである。香港企業などを除き、独資の場合は未だ進出地域規制が残るものの、合弁形態などであれば全国への展開も可能となっており、日系企業の動きも見られ始めた。

他方、進出に当たっては規制や立地のほか、健康保険が適用外であることや、運営コスト、商習慣など複数のハードルが残っている。クリニックなど小規模な事業形態や、診療科を絞った専門病院とするケースなど先事例を見つつ、中国での医療事業参入にかかる留意点について考察する。

## Regional Business

**新移転価格文書化規則制定後の動向と企業の対応**

インドネシア政府は2016年末に移転価格文書化にかかる新規規則を発効後、OECDのBEPS行動計画に沿った法令など、相次いで関連規則やガイドラインを発表している。移転価格文書の作成には時間もコストもかかり、企業にとっては大きな負担となるため、商流の切り替えなどの対応を取る企業もみられる。一方、文書の提出が必要になるのは税務調査を受けた場合であるため、企業によっては様子見のケースもある。ここでは、制度の概要や新規規則制定後に政府から公布されたガイドラインなどについて説明する。

**製造業に対する優遇税制の特徴と拡張投資にかかる留意点**

製造業企業に対する優遇税制が魅力とされるベトナムだが、頻繁な制度変更によりルールが複雑化し、税務調査で指摘を受けることも多い。ここでは、製造業企業に対する優遇税制の特徴のほか、税務当局から指摘されることが多い拡張投資における優遇税率の適用例、および実務上の留意点について解説する。

**インド IBC を活用した債権回収実務の現状とその留意点**

インド初の倒産基本法である Insolvency and Bankruptcy Code, 2016(以下、IBC)が2016年12月に施行されてから1年が経過した。IBCにより、これまで債権回収の手段として実用的でなかった倒産ス

キームがにわかに脚光を浴び、多くの企業がIBCを活用した債権回収を試みている。ここでは、IBCの債権回収手段としての活用状況とその実効性、活用方法などについて紹介する。

### **インドの税制 [66] インドにおける新たな税務計算・開示基準(ICDS)の適用～会計上の利益(インド会計基準/新インド会計基準)との調整～**

課税所得を一貫性のある明確な方法で計算し、税務上の取り扱いを統一することを目的に、2017年3月期より、改訂版のインド所得税計算・開示基準(ICDS)が適用されている。ICDSは、段階的に国際財務報告基準(IFRS)へのコンバージェンスが進められている新インド会計基準(IND AS)や現行のインド会計基準(AS)との調整も考慮されており、ICDS適用後は、ASまたはIND ASによって算定された利益に、ICDSに従った適切な調整を加えて課税所得を計算することになっている。ICDS導入の経緯や、17年3月に直接税中央委員会(CBDT)から公表されたFAQとあわせ解説する。

### **商業賄賂リスク防止～贈答と賄賂の境界線～**

業務取引における企業間、友人間のやり取りは、往々にして財物または金銭の贈答がある。これは関係を深める正当な民事行為である半面、不当な利益を獲得するための贈与である賄賂と類似しており、処罰を受ける違法・犯罪行為である。中国では贈収賄への取締りが年々厳しさを増しており、業務取引において、贈答と賄賂の境界線を明確にすることは極めて重大かつ、企業運営上のリスクを効率よく防止することができる。ここでは事例をあげながら、贈答と賄賂の境界線を判断するための6つのポイントを紹介する。

### **中国国際投資紛争仲裁規則(試行)**

投資者と投資受入国等との間で生じた投資紛争を仲裁で解決することを目的とする「国際投資紛争仲裁規則(試行)」が17年10月1日から施行され

た。従前の、投資協定に基づく投資紛争解決国際センターや国連国際商取引法委員会による仲裁等に加え、本規則に基づいて中国国際経済貿易仲裁委員会を仲裁機関とする仲裁にて解決する選択肢が新たに加わったことになる。一方で、中国政府または地方政府等と投資者との間の契約において、本規則に基づく仲裁手続きが規定されるケースも想定されよう。

### **香港における航空機リース事業の税制改正**

航空機リース事業者に対する優遇税制が17年7月7日から、香港で施行された。中国を中心に高成長・高収益が見込まれる航空機リース業において、香港外の航空会社へのリースにかかる航空機原価の減価償却費が損金不算入となっていたことで、香港の航空機リース業の発展を阻害しているとの指摘を受けたもので、条件を満たす事業者については事業所得税率が半減し、8.25%となるほか、20%のみなし所得課税が適用される。当該税制の導入に至る経緯や、優遇対象となるための要件について概説する。

## Macro Economy

### **アジア経済情報：ベトナム**

ベトナムの17年2Qの実質GDP成長率は、前年比+6.2%と1Qの同+5.2%から上昇した。一方、年初来累計でみた上期の成長率は前年比+5.7%にとどまり、政府の成長率目標(同+6.7%)を達成するためには、下期の大幅な景気加速が必要となる。ただ、17年後半の景気を見ると、個人消費や直接投資が堅調な半面、中国経済が減速に向かうことで輸出の伸びが一服するほか、大幅な財政出動等も見込めないことから、緩やかな加速にとどまるとみられる。17年の成長率は+6.3%と政府目標の+6.7%を下回る見通し。また、18年も成長率は緩やかな上昇基調を続け、+6.4%になると予測する。



# ベトナム投資を拡大する韓国企業

酒向 浩二 みずほ総合研究所  
アジア調査部 上席主任研究員

ベトナムでは近年、韓国企業の存在感が急速に高まっている。対ベトナム直接投資額は累積ベースで既に日本を上回り、中でも北部を中心とした大手財閥企業の大型投資がこれをけん引している。韓国とベトナムの両国政府間で良好な関係を構築していることもプラスに作用している。今後も韓国企業が投資先としてベトナムを選好する姿勢は続く見込みで、日本企業はベトナムにおいて競合と協調の両面で韓国企業との向き合い方が問われることになる。

## 1. 大財閥がけん引する形で韓国企業のベトナム投資が拡大

韓国企業はベトナムでのスマートフォンなどのエレクトロニクス機器の生産や小売店舗の展開を積極化しており、累積ベースの直接投資額で韓国は日本を上回って国別で首位となっている(図表1)。

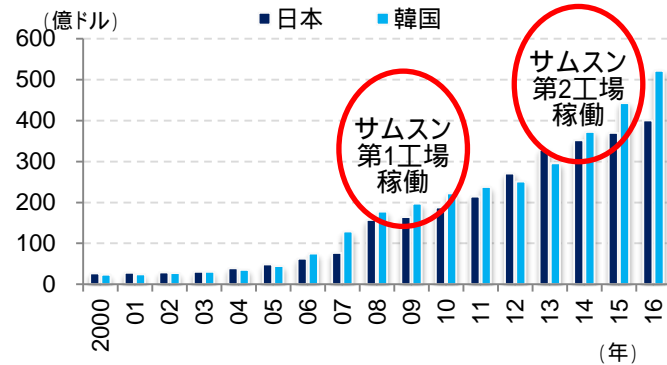
2016年のベトナムの新規投資認可額の上位10位をみると、その過半を韓国の大財閥が占めており、サムスン、LG、ロッテなどの大財閥が揃ってベトナムへ積極的に投資を行っている様子が見えがえ

る。このうち最大級のものが、北部におけるサムスングループのスマートフォン分野での大型投資で、09年に第1工場が稼働(総投資額25億ドル)したのに続いて、14年に第2工場が稼働(同20億ドル)。これにより同グループは、ベトナムにおいて、サムスンのスマートフォンの世界生産の過半を占める年産2.4億台の生産能力を擁することとなった。

## 2. 政治の安定、地理的優位性、安価な労働力、市場成長性に加え、インセンティブに期待

上述のように韓国企業がベトナムへの投資を拡大する背景には、まずベトナムの政治情勢が比較的安定していることが挙げられる。次にベトナムの、特に北部はエレクトロニクス産業の集積が進んだ中国の華南地区に隣接していることから部材調達面で利便性があり、ASEANのなかでは韓国に地理的に近いことから、物流コストも軽減できるという地の利がある。さらに、相対的な労働コストの安さと、経済成長率の高さがベトナムの魅力になっていると考えられる(次頁図表2)。

図表1 日本と韓国の対ベトナム累積ベース直接投資額



(注) 1995年以降の累積資本登録ベース。認可ベースのため実際の投資実行額とは異なる。  
(資料) CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

図表2 中国とASEAN 主要国の投資環境

	中国	ベトナム	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン
中国・韓国からの距離	近距離	近距離	中距離	中距離	中距離	近距離
ワーカー人件費 (16年10~11月)	366ドル (深圳)	191ドル (ハノイ)	338ドル (バンコク)	321ドル (クアラル ンプール)	320ドル (ジャカルタ)	255ドル (マニラ)
2012~16年平均 実質GDP成長率	+7.3%	+5.9%	+3.4%	+5.1%	+5.3%	+6.6%
一般法人税率 (2016年10~ 11月)	25%	20%	20%	24%	25%	30%
ハイテク関連 裾野産業	集積	不足	集積	集積	不足	不足

(注) 相対的に優位な国に網掛け。フィリピンは2017年末までに一般法人税率を25%に引き下げる方針。

(資料) JETRO「投資コスト比較」などより、みずほ総合研究所作成

また、韓国企業のベトナム投資拡大の背景には、「投資インセンティブの存在がある」(韓国政府系機関)との指摘がある。ベトナムの法人税は通常20%であり税率はそもそも周辺国よりも低い。ハイテク産業の場合は、当初4年間免税、続く9年間は税率5%、その後は税率10%が適用されるルールとなっている。ハイテク産業に認定されるには、R&D 関連支出が3年間平均売上高の1%以上、R&D 活動に関わる労働者の割合5%以上、という条件をともに満たすことが必要になる。これは投資初期段階ではクリアできるかどうか不透明といえるが、ベトナム科学協会はサムスン電子グループのスマートフォン工場のケースにおいて、同グループが中央政府との2年間の交渉を経て優遇適用を受けたと指摘している。

これに加えて、さらに地方政府レベルの優遇を受けているとの指摘もある。工場敷地提供、輸入関税と付加価値税免除、電気水道通信費の半減などの思い切った特典が地方政府から供与されるケースもあるようで、必ずしも明文化されていないこれらのインセンティブの付与に、企業が期待している面があるようだ。また、ハイテク産業への優遇策は、中国・ASEAN 各国でいずれもほぼ同水準の免税・減

税制度があるが、既に一定の産業集積の進んだ中国やタイでは、ハイテク分野への投資の選別化が進んでおり、インセンティブの適用範囲や適用地域が厳選されてきている。それに対して、ベトナムでは今のところ交渉を通じてインセンティブを引き出す余地があることが、韓国企業にとってのベトナムの魅力になっているようである。

特に、韓国大財閥はベトナムへの大規模投資と引き換えに、巨額のインセンティブを引き出していると推察される。実際にベトナム北部において、「これらの大規模な優遇措置の引き出し交渉は、従来、韓国企業が中国内で中央政府と地方政府相手に行ってきたもので、同じ手法をベトナムでも踏襲している。ベトナム政府がインセンティブ付与をやめるという政策転換を図るまでは、韓国企業の投資トレンドは継続するとみている」(韓国政府系機関)との見解が聞かれた。

韓国政府もまた、ベトナムとの関係を重視している。その契機となったのが、李明博大統領(当時)が09年に打ち出した「新アジア外交構想」であった。当時は米国発の世界金融危機によってベトナム経済も打撃を受けていたこともあってグエン・ミン・チ

エト国家主席(当時)は関係強化に賛同し、両国は「戦略的協力パートナーシップ」関係構築で合意。その後、韓国政府は政権を変えつつもベトナム重視の姿勢を引き継ぎ、15年に韓国・ベトナム FTA を発効<sup>1</sup>させるなど、国家レベルで関係が重視されてきたことも、投資環境の改善やプロジェクトの受注の面で韓国企業への追い風になっていると考えられる。

### 3. 今後も韓国を取り巻く内外情勢が韓国企業をベトナムに向かわせる目算

今後も韓国が抱える内外の要因から、韓国企業のベトナム重視は続く可能性が高いと考えられる。

まず外的要因として考えられるのが、韓国と中国の関係緊張化である<sup>2</sup>。「中国は市場としても生産拠点としても今後も重要であり、位置づけは変わらない」(韓国大財閥)との声があり、有機 EL などの分野でハイテク産業の対中投資が続いていることは確かである。他方、中国国内では韓国企業に対する製品不買運動、認可先送りなどさまざまな圧力が続く状態が続いた。17年10月末、両国政府が早期の関係修復で合意したことは朗報であるものの、1年以上にわたって対中投資リスクを痛感した韓国企業は、今後も当面は、中国よりベトナムを選好する傾向を続けることになりそうだ。

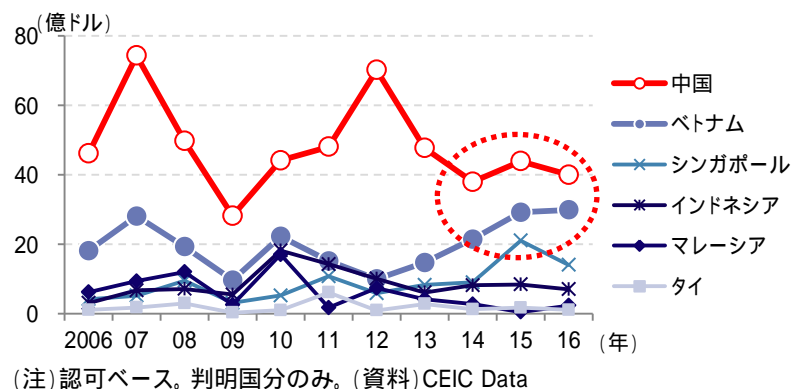
<sup>1</sup>韓国は、日本(09年)、チリ(14年)に続いて、ベトナムが2国間 FTA を締結した3番目の相手国となっている。

<sup>2</sup>北朝鮮の弾道ミサイル発射、核実験を受けて、在韓米軍が韓国内の基地に終末高高度防衛ミサイル(THAAD)を配備することを韓国政府が了承(16年7月)。これに対し、中国は THAAD の高性能なレーダーが中国国内の軍事機密漏えいにつながるとして強く反発している。

そこで韓国政府が、韓国企業の新規の直接投資先として注目しているのが、地理的に韓国に比較的近い上に人口が多く経済成長ペースも速い ASEAN 地域である。前述の通り、ASEAN において韓国企業は諸条件を満たすベトナムを選好してきたが、韓中関係緊張によってこの傾向はより強まることになりそうだ。実際に両国関係緊張化後の17年上期でみると、韓国の対ベトナム投資額は10億ドルと、対中投資額13億ドルとの差はさらに縮まっており(図表3)、ASEAN 各国への投資の中でも突出した状態<sup>3</sup>が続いている。

内的要因として考えられるのが、文在寅新政権が打ち出している経済政策<sup>4</sup>である。柱の一つである最低賃金の大幅な引き上げ<sup>5</sup>を受けて、韓国企業はコスト削減のためにベトナムを目指す可能性が高まることになりそうだ。さらに、企業ガバナンスの強化など大財閥に対する実質的な締め付け強化も柱の一つとなっており、サムスングループの実質

図表3 韓国の対中国、ASEAN 向け直接投資(フロー)



<sup>3</sup> シンガポール6億ドル、インドネシア5億ドル、マレーシア1億ドル、タイ4,000万ドル。

<sup>4</sup> 詳細は、酒向浩二・齋藤周(2017)「韓国大統領に当選した文在寅氏～バランス配慮の政策運営は困難な課題～」(みずほ総合研究所「みずほインサイト」2017年5月10日)参照。

<sup>5</sup> 2017年7月に、2018年初から最低賃金を16.4%引き上げることを決定。

トップである副会長が収賄で有罪判決を受けるなど、大財閥に対する姿勢は厳しさを増している。国内経済活性化のために官民協調を模索する動きはあるものの、韓国大財閥は国内よりも海外、特に低コストのベトナムへの投資を選好する動きを加速させよう。

#### **4. ベトナム進出日本企業は、韓国企業と向き合う 場面が増えることを前提に**

韓国企業のベトナム投資拡大の継続により、ベトナムにおける日韓の競争激化はさまざまな場面で表面化するだろう。既に、ベトナムの在留韓国人は10万人超で在留邦人の10倍以上と推測される(在ハノイ日系企業)など、目に見える形でベトナムにおける韓国の存在感は大きくなっている。土地や労働力、有能な人材確保や、国内市場の開拓、さらには開発プロジェクトの受注など随所で、これまでに以上に競合する場面が増えることが想定される。

他方、従来なかった日本企業と韓国企業との接点がベトナムで新たに生まれる可能性もありそうだ。「ベトナム政府は裾野産業を育てようとしているが、韓国企業のベトナム国内の現地調達率は20～25%程度にとどまり、基本的な部品は中国・韓国からの輸入に頼っている。最近は特に、韓国からの輸入に大きく依存するようになっていく」(韓国政府系機関)ことから、韓国企業は当面、ベトナムにおいて裾野産業がぜい弱な状況に直面するとみられる。そこで、日本企業がその隙間を埋めることができれば、新たな商機が生まれる可能性は考えられよう。韓国側は「ベトナムにおいて日本企業とのマッチングには関心がある」(同機関)とのことであり、日本企業の新たな市場開拓先の選択肢として一考の余地はある。また、日韓の財界組織が共同でベトナム

当局に対して提言するなどにも検討されるだろう。

日本企業は、ベトナムでプレゼンスを高める韓国企業との向き合い方が問われる場面が増えることを念頭に置き、事業戦略を進めていく必要があると考える。

本稿は、みずほインサイト「ベトナム投資を拡大する韓国企業～ベトナムの地の利や投資インセンティブに期待」(2017年10月4日)から転載、抜粋したものです。全文は下記ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/as171004.pdf>



## 中国医療事業への参入に関する考察

ジェシー・ダン みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

海外投資家の間ではここ数年、中国国内での医療機関設立が注目されている。中国では富裕層人口の増加によって高品質な医療サービスへの要求が高まるなか、規制変更の遅れなどにより、現地の医療サービスの多様化はなかなか進んでいない。しかし、海外医療サービスへのニーズ、言い換えれば海外企業にとってビジネスの可能性は依然として大きいため、市場への参入を狙う外資企業は増えるばかりとなっている。今回は、中国の医療機関の設立に当たっての留意点に焦点を絞ってみたい。

### 医療事業にかかる規制緩和の経緯

中国における医療分野での対外開放の動きについては、1989年まで遡ることができる。この年、外国人医師による中国での治療を容認する初の規定が公布、これを受けて、93年には香港資本が参画する医療機関が北京に設立された。

国内医療市場への外資参入規制が本格的に緩和されたのは2000年になってからで、同年に公布された「中外合弁、合作医療機関管理暫定規定」は外資参入についての条件を盛り込んでいる。当該規定では海外資本が中国国内で医療機関を設立する際は、中国企業との合弁でなければならず、資本金は2,000万元以上、外資出資比率は70%までなど、各種条件が明記されていた。さらに08年には中国政府が香港、マカオ、台湾それぞれと締結している経済貿易緊密化協定等に基づく特別優遇を活用した参入も可能となり、これら3地域の企業<sup>1</sup>による中国企業との合弁医療

機関である場合、資本金は1,000万元以上とハードルが引き下げられている。

その後、11年の「外資産業指導目録」で香港、マカオ、台湾企業のみ、国内5つの地域(上海、福建省、広東省、海南省、重慶市)における独資の医療機関設立が許可され、翌12年にはこれら企業については中国全土で独資での医療機関設立が認められるようになった。また、香港など3地域以外の外資企業についても、13年には上海自由貿易区で、翌14年には北京や上海、広東省などにおいて独資での医療機関設立が認められた(次頁表1)。

### 外資の投資は小規模クリニックから大規模病院へ

さて、中国における医療機関とは、「医療管理条例」(国務院令第149号)に基づけば、病気の診断、治療活動を行う病院、衛生機関、医療所、外来診療科、クリニック、衛生室および救急所な

実質的な経営を行っているなど一定の要件を満たすことが必要。

<sup>1</sup> 当該優遇の享受には、香港、マカオ、台湾で設立され、



【表1】外資による中国医療機関事業の関連動向

年	主な条例・動向	要点
1989	外資華僑の病院の開設および外国籍医者による中国での治療における規定	外国人による中国での治療が初めて承認される
1993	外資系病院「北京国際医療センター」設立	中国における最初の外資(香港)系病院
2000	中外合弁、合作医療機関管理暫定規定	中国国内医療機関への外資参入を容認。ただし、 ・外資出資比率は70%を超えてはならない ・資本金2,000万元以上
2008	中外合弁、合作医療機関管理暫定規定 補足規定	香港、マカオサービス提供者の投資による合弁医療機関の資本金は1,000万元以上
2011	「外資産業指導目録」で5省市における香港・マカオ・台湾企業による独資医療機関の設立を認可	5つの地域:上海、福建省、広東省、海南省、重慶市
2011	外資産業指導目録	医療機関分野が合弁、合作に制限
2012	香港・マカオ・台湾企業の独資許容地域を全国に拡大	初の台湾系独資病院が上海で設立される
2013	中国(上海)自由貿易試験区外商独資医療機関管理暫定規則	外資による独資医療機関が許可される
2014	国家衛生生育委員会、商務部による外資独資病院設立に関する通知	北京、天津、上海、江蘇、福建、広東、海南に外資独資病院設立を許可

【表2】日系企業の関連する近年の主な医療プロジェクト

日本トリム	中国における病院運営事業参入に向け、2015年に香港で特別目的会社を設立。北京を皮切りに、5~7年以内に中国国内で10病院、売上高で約500億円規模に事業を拡大する計画
伊藤忠商事	資本提携する中国最大の国有企業、中国中信集団(CITIC)グループと合弁会社を設立し、病院運営などに参画予定
三井物産	出資先を通じ中国資本と合弁会社を設立、病院、医療関連施設を運営予定

(資料) 各社プレスリリース、各種報道等

などを指す。

経済産業省の調査<sup>2)</sup>によると、中国における外資医療機関<sup>3)</sup>は14年時点で200カ所あり、そのうち病院は92カ所に上る。このうちクリニックは病院ほどの規模を要さず、コスト、管理面においても比較的ハードルが低いことから、外資参入事例が最も多く、全体の半数以上を占めている。04年から進出しているシンガポールのパークウェイ・グループなどのように、関連法令の施行後いち早く市場参入した事例も含め、こうしたケースでは、中国での医療サービス経験を重ねつつ、クリニック事

業で困り込んだ顧客層を将来、より広範なヘルスケア・サービス事業のターゲットとすることも考えられよう。

他方、近年の規制緩和を受け、海外資本独資や合弁による大規模な医療関連プロジェクトも増えている。かかる中、日本政府も15年度から「医療の国際展開」政策を打ち出し、日本企業の優れた医療機器・サービスの提供による海外ヘルスケア分野でのニーズ・市場獲得を図っている。国の後押しを受け、大手日系商社やメーカーなどによる地場大手と組んだ大規模な病院プロジェクトも浮上しており、日系企業による病院設立・経営や医療関連機器メーカーの市場参入に向けた動きはますます活発化していくと見られる(表2)。

<sup>2)</sup> 経済産業省「新興国等におけるヘルスケア市場環境の詳細調査報告書 中国編」2017年3月

<sup>3)</sup> 独資・合弁・合作で登録された医療機関で、病院(総合・専門)、問診所・クリニック(外来のみ)を含む。外資独資病院は2カ所のみ。中国全体の医療機関数は同年時点で20万カ所だった。

## 進出に当たっての留意点

### 場所選定および専門診療科

病院やクリニックの設立に当たり、重要な検討事項となるのが立地である。従前は国内随一の商業都市である上海に外資医療機関が集中していたが、規制の緩和とともに、現在は北京や深圳など他の大規模都市にも進出先が広がつつある。独資の場合は未だ進出地域規制が残るものの、内陸部の地方都市にも相応の富裕層がいる。過当競争を避ける意味でも、今後は富裕層が集まる地方の都市にいち早く進出することが成功の要因の一つとなるだろう。

なお、中国においても医療機関の宣伝・広告は厳しく規制されており、口コミが主な宣伝手段になる。このため、立地という意味では、都市の中でも富裕層～中間所得者層が集まる学校や高級住宅の近くであるかどうかも検討事項の一つといえよう。また、先述の経産省の調査では、風邪などの一般的な病気の治療を実施する総合医療機関では収益性の問題があることから、富裕層の利用が多く、収益率の高い婦人科や、眼科、歯科などの専門診療科を主体とする外資医療機関が多いようだ。

### 進出コスト面でのハードルと進出形態

上述のとおり、未だ全国レベルで外資による100%独資による医療機関設立が認められていないこともあり、外資医療機関による中国進出は関心こそ高いものの、慎重に検討している、というのが現状である。とくに病院設立については、土地の選定・確保や、設備・資機材などのハード面はもちろん、医者や看護婦、技師、薬剤師など資

格と経験を有するスタッフの手配も必要、かつ人件費も比較的高額であるため、設立準備段階で膨大なコストを要する。一般に、こうしたコストを吸収して採算が合うようになるまで3～5年は必要といわれるだけに、規制、および財務面のリスク回避の観点から、合併などの形態を検討するケースは多い。

### 医療費と健康保険

もう一つの大きな壁は健康保険である。中国における現在の健康保険制度では、外資系医療機関での診断・治療は適用外となるため、価格設定も重要である。統計によると、17年上期の中国の三級公立病院<sup>4</sup>の外来診療費用が1回あたり平均約300元であるのに対し、上海の外資系クリニックの費用は同約700元となっている<sup>5</sup>。公的保険制度では外資クリニックでの費用をカバーできないなか、高額な費用を負担できる富裕層が外資クリニックの主な客層になっている。

既に進出済みの外資系クリニックでは、駐在員を中心に在中国の比較的裕福な外国人を顧客とするケースもあるが、外国人に対するビザ申請のハードルが高まる現在、外国人駐在員の数は減少傾向にある。中国国内での更なる事業拡大を展望するのであればなおさら、地元の中国人患者を主要顧客として見据えた戦略を検討すべきであろう。

<sup>4</sup> 中国の病院は、提供可能な医療水準やインフラ整備状況、医療スタッフ数などによって一から三までの等級に大きく分けられている。このうち、高度医療を中心とする三級病院は最も医療水準が高いとされる。

<sup>5</sup> 国家衛生計画生育委員会「2017年1-6月全国二級以上公立医院病人費用情況」、[上海医療状況指南](#)

## 商慣習

このほか、外資企業にとって深刻な問題として、現地の商慣習がある。賄賂やリベートなどを収受する問題は依然根強く、医師が医薬品や医療機器売買のキックバックを受け取ることも珍しいことではない。実際に、英大手製薬会社が中国国内で贈賄罪に問われ、多額の罰金刑を言い渡された事例もある。また、顧客である中国人患者も、こうした「慣習」を熟知しており、医療機関や医師に対する見方や信頼感は外国のそれとは異なる部分もある。かかる環境のなか、外資医療機関としてこれら「慣習」にどう向きあい、医師をはじめとするスタッフをどう管理していくのか、慎重に判断する必要があるだろう。

## まとめ

世界トップの人口規模と、世界2位の GDP、そして増え続ける富裕層を抱えながら、いまだ医療サービス「途上国」である中国に対して、魅力を感じない外資企業はないだろう。しかし、当該分野において外資の受け入れが始まったのはつい最近であるうえ、いまだ関連法規は整備途上にある。商機を狙って進出してみたものの、計画通りの事業・運営が出来ないまま撤退したケースもあるだけに、進出形態、必要なコスト、人材の確保、地元の医療文化、現地の市場等についての入念な事前調査は欠かせないだろう。



【Indonesia】

## 新移転価格文書化規則制定後の 動向と企業の対応

佐藤 篤 PT FAIR CONSULTING INDONESIA

2016年12月31日付で発表された新移転価格文書化規則 (No.PMK213 Year2016、以下、新文書化規則) では、移転価格文書化義務(以下、文書化義務)の対象企業の条件が従来よりも広範囲の企業に適用されることとなりました。これまで移転価格文書化とまったく無縁であった中小企業にまで移転価格文書作成義務が及んだこと、かつ12月決算の会社は17年4月末までに移転価格文書としてマスターファイルとローカルファイルを具備しておかなければならないという、極めてタイトなタイムスケジュールでの対応を迫られ、インドネシアの多くの日系企業が対応に苦慮しました。

インドネシア政府は、新文書化規則発表後、矢継ぎ早に OECD の BEPS (税源浸蝕と利益移転) 行動計画(以下、アクションプラン。表1)に沿った法令を制定し、BEPS への迅速な対応を図っています。本稿では、それらの法令について解説するとともに、新文書化規則に対して日系企業がどのような対応をとっているかについて説明します。

### 1. 新文書化規則への企業の対応

新文書化規則において、マスターファイルおよびローカルファイルの文書化義務の対象企業は以下のようになっています。

【表1】BEPS の 15 のアクションプラン

施策	概要
1 電子商取引課税	電子商取引に対する直接税、間接税のあり方検討
2 ハイブリッド・ミスマッチ取り決め効果確認	二国間課税制度差異を利用した租税回避への対応
3 合算課税制度(CFC)の強化	低税率国への利益移転に対する国内法整備
4 税源侵食の市江現	利子の損金参入時の金融取引の移転価格規制
5 有害税制への対策	各国の優遇税制を検討
6 租税条約濫用防止	税恩典濫用防止のためのモデル条約、国内規程の見直し
7 恒久的施設(PE)回避への対応	租税条約の恒久的施設の定義見直し
8 無形資産による移転価格への規制	無形資産のガイドライン、国内法の見直し
9 資本、リスク移転による移転価格規制	資本、リスク移転に対するガイドライン、国内法の見直し
10 非関連者との移転価格への規制	非関連者との移転価格に対するガイドライン、国内法の見直し
11 税源侵食の分析強化	税源侵食の分析を OECD へ移管
12 タックス・プランニングの報告義務化	タックス・プランニング報告義務についての国内法整備
13 移転価格文書化の再検討	移転価格文書化の共通化
14 相互協議の効果的実施	各国の相互協議による移転価格解決の促進
15 多国間協定の開発	税源侵食に対する多国間協定の締結

関連会社間取引を行っている納税者で、以下の条件のうち一つでも当てはまる場合

- a. 前年度の年間総収入が500億ルピア(以下、IDR)を超過する場合
- b. 前年度の関連者間取引の金額が以下の場合
  - 1) 有形資産取引が200億IDRを超える場合、または
  - 2) 役務提供、金利受払、無形資産取引(ロイヤルティー)が50億IDRを超える場合
  - 3) インドネシア法人所得税よりも低い税率の国(25%以下)の関連者と取引を行っている場合(金額の多寡に係わらず)

インドネシアの日系企業はアセアン自由貿易協定を利用して、アセアン関連会社から部品、原材料を調達している企業が多いこと、またシンガポールやタイに統括会社を設置して関連会社と取引をしている会社が多いことなどから、上記3)の低税率国との取引で文書化義務が発生した企業が多くありました。

移転価格文書を作成するには多大な時間と費用を要します。現状、独立企業間価格算定方法として最も使用されている方法は、取引単位営業利益法(TNMM)と呼ばれるもので、文書化義務対象企業の売上高営業利益率やベリー比率(売上総利益÷営業費用)等について、同様の事業活動を行う企業のものと比較し、適正水準にあるかどうかを判定します。そのような比較データ分析を独自に行う企業は少なく、通常はコンサルタント会社や会計事務所にて代行作成を依頼します。コンサルタントに依頼するとマスターファイルとローカルファイルの作成で数

百万円と多額のコストが掛かります。それを毎年作成しなければならないので、中小企業にとっては大きな負担となります。

こうしたことから、今後のコストを軽減する目的もあり、低税率国との関連会社間取引が少ない中小企業の中には以下のように対応しているところがあります。

- 1) 低税率国との関連会社間取引そのものをやめる
- 2) 低税率国と認定されていない他国からの調達に切り替える
- 3) 関連会社との直接取引をやめ、商社経由の商流に変更する

新文書化規則では会社年次決算日より4カ月以内に移転価格文書を具備せよと規定されており、提出せよとは規定していません。具体的に移転価格文書を提出する場面というのは税務調査を受けた時になります。

インドネシアでは税務調査を受けるのは以下のような場合です。

- 1) 年次納税申告において過払いの状態にあり、還付請求をした場合
- 2) 月次予納、年次納税申告が期限内に提出されていない場合
- 3) 会計年度の変更、企業組織再編、会社清算、解散が行われる場合
- 4) 数年にわたる年次納税申告で損失計上した結果、納税が発生していない場合

- 5) 会社が会計処理方法を変更した場合
- 6) 納税番号を取得していない、または抹消した場合(会社清算時等)
- 7) 付加価値税に係わる納税額算定を調査する必要がある場合

一般的に、税務調査を受けるケースが多いのは、1)の還付請求をした場合です。従って足もと、すぐに文書化に対応しなければならないケースは、16年度の年次税務申告で還付請求をする会社です。12月決算の会社は、17年4月に年次納税申告をすると同時に還付請求を行います。還付請求をすると3～8カ月後に税務調査が実施されますので、16年12月決算の会社は17年7～12月に税務調査を受けることになります。16年度の還付請求をした時点で、いきなり文書の提出を求められたケースもありましたが、通常は税務調査時となります。

従って16年度の年次税務申告で還付請求をしなかった企業の中には、12月決算の会社でも文書化の対応をしていないケースが見受けられます。新移転価格文書化規則の中では、移転価格文書化義務不履行についての特別なペナルティーは規定されておらず、一般的な税務罰則規定(国税一般通則法)が適用されます。独立企業間価格原則に基づくみなし課税による税務更生(主に法人所得税での損金不算入および付加価値税の追加課税)が適用される場合も、まず税務調査が行われなければなりません。

このような状況で、当面税務調査を受ける可能性が低いと判断している中小企業等は、様子見の企業も多いようです。

## 2. 新移転価格文書化規則制定後の政府の動き

グーグル社の税務紛争(1兆 IDR の追徴)もあり、17年2月6日付で税務総局長の通達「インターネットによるコンテンツ提供に対する恒久的施設(PE)認定について」(No.SE-04/PJ/2017)が公布されました。

本件はOECDのBEPSアクションプランの7番目に挙げられている、恒久的施設(Permanent Establishment=PE)回避への対応です。税務当局はグーグルがインドネシア国内各地にサーバーを数百台設置していることから、「インドネシア国内にサーバーを有し、当該サーバーを通して、従業員または代理人としてタイムテスト期間(60日)を超えてサービスを提供する者も恒久的施設と認定される」との規定の下、恒久的施設(PE)を有する法人であると主張し、追徴しようとしています。

規則では「インドネシアに居住していない者、12カ月のうち183日を超えない期間滞在する者、インドネシア国内で設立されていない企業が、インドネシアで業務場所、支店、事務所、オフィス、作業場、倉庫、販売促進を行う空間、サーバー、データセンター、電子デバイス(コンピュータ・プログラムを有するもの)等を有している場合は恒久的施設と見做される。」としています。また「12カ月のうち60日を超えてOTTサービス提供者の従業員として、または代理人としてサービスを提供する者も恒久的施設と見做される。」と規定しています。

インドネシアは自動的情報交換制度(Automatic Exchange of Information = AEOI)の参加条件となる共通報告基準(Common Reporting Standard = CRS)に17年6月末までに準拠する必要があった

ため、金融機関による外国人の税務情報提供について、4月6日付で金融サービス庁長官の通達「外国人の税務情報の提供について」が発令されています。情報提供に合意しない場合は、新規の口座開設、新規の取引を行うことができないとされています。

また、5月8日付で政令(No.1 Year2017)「税務目的の金融情報の開示について」を発令しています。本政令により税務当局は財務大臣の要請の有無にかかわらず、個人、法人の口座保有者名、口座番号、金融機関名、口座残高、入金明細などの情報を得ることができるようになりました。

さらに6月2日付で財務大臣より「税務目的の金融情報アクセスのガイドライン」(No.70/PMK.03/2017)(6月13日発効)が発表されています。本ガイドラインにおいて、「銀行の場合は10億IDR以上の残高の個人口座、法人口座(金額制限なし)、保険の場合は保険金額10億IDR以上、資本市場、穀物先物取引の場合、個人、法人口座(金額制限なし)、協働組合の場合は10億IDR以上の法人、個人口座について報告する。」とされました。

徴税強化のため税務調査の手続きも改められ、4月21日付で税務総局長規則第7号(No.PER-07/PJ/2017)「納税義務遵守の現場税務調査について」が公布されました。本規則によると現場税務調査の前に納税者の召喚が行われ、当該召喚時のミーティングには、「会社の代表者(Representative)、個人納税者本人、被相続人代表、相続後見人、管財人、清算人が召喚に応じなければならない。」とされたことから、移転価格の税務調査においても、作成されたローカルファイルやマス

ターファイルを経営トップが自ら理解し、説明しなければならない状況になると予想されます。

さらにアクションプランの3番目に述べられている合算課税制度(CFC)の強化の対応として、8月1日付で公布された国税総局長官規則第10号(No.PER-10/PJ/2017)により、クロスボーダーの借入利息の支払い等に対する軽減税率適用のための居住証明(Certificate of Domicile)のフォーマットが改編され、貸出元や配当支払い先がタックスヘイブンにある実体のない会社かどうかをチェックする形式になりました。

タックスアムネ스티で期待していた海外からの資金還流、税収アップが実現できなかったため、徴税強化の方策として移転価格文書化に視点が移されましたが、17年度も税収目標達成の見込みが立たない状況下、今後とも移転価格等、徴税強化策が打ち出されてくるものと思われます。



佐藤 篤  
(さとう あつし)

PT Fair Consulting INDONESIA

大手邦銀にてインドネシアの石油開発会社に出向後、マレーシア駐在、インド支店長を歴任。退職後は自動車部品会社においてインド、タイ勤務後、日本本社にて内部統制統括(J-SOX 導入)、業務監査室長を歴任。現在はフェアコンサルティンググループ・ジャカルタ事務所代表として、通算22年にわたるアジア勤務を通じて培った各国の法務・会計及び税務に関する豊富な知識・経験を元にサービスを提供している。



【Vietnam】

## 製造業に対する優遇税制の特徴 と拡張投資にかかる留意点

逆井将也 I-GLOCAL CO., LTD.

### 1. はじめに

ベトナムの法人税はアジア諸国のなかでも比較的税率が低く、一部の製造業等には優遇税制が適用されることから、多くの企業が進出する一因となっている。法人税率は、2014年に25%から22%に、16年からは20%にまで引き下げられている。また現在、製造業に対する優遇税制は新規投資部分だけでなく、拡張投資部分に対しても認められる法令となっており、拡張投資を実施し優遇税制の恩恵を享受する企業も増えてきている。しかし、頻りに法令が変更されてきたことから大変複雑なルールとなっているほか、優遇税制の法令は解釈に幅があるため、担当税務官の判断に基づき税務調査で指摘を受けてしまうことも多い。

こうした背景を踏まえ、本稿では製造業に対する優遇税制の特徴について整理したうえで、拡張投資に関して税務調査で指摘の多い事項および実務上の留意点について説明したい。なお、本稿では、法人税法の実施ガイダンスに関する政令(Decree 218/2013/ND-CP 16条.b.3)における優遇税制を前提としており、他の製造業に対する優遇税制は別

途留意点がある旨、ご了承ください。

### 2. 製造業に対する優遇税制の特徴

#### 2.1 製造業に対する優遇税制概要

工業団地に入居する製造業に対する優遇税制は、2年間の免税と、その後4年間の50%減税から構成されている。優遇期間は対象事業の課税所得が発生した年度から起算される。ただし、対象事業から初めて売上が発生して以降3年連続で欠損金が出ている場合は、売上発生後4年目より優遇期間が開始されてしまうため注意しなければならない。

【例】17年に工場の設立および売上が発生し、3年連続で欠損金が出ている場合、課税所得が無くても20年から優遇期間が開始となってしまう(表1)。

なお、欠損金が発生した年の翌年から最大5年間、欠損金を課税所得と相殺することができる。ただし、この5年間には優遇税制の適用期間も含まれてしまうため、優遇税制を適用している場合には、欠損金の課税所得相殺との双方の適用期間を考慮したスケジュールを検討すべきである。

【表1】

	2017 工場設立 売上発生	2018	2019	2020 優遇(免税)開始	2021 課税所得発生	2021 優遇(減税)開始	2022	2023	2024 優遇終了	2025
法人税率	課税所得無	課税所得無	課税所得無	課税所得無/免税	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税	標準税率



## 2.2 拡張投資に対する優遇税制

製造業に対する優遇税制は、従来新規投資に対してのみ認められ、拡張投資に対しては認められていなかった。しかし、Circular78/2014/TT-BTC によって、14年8月2日以降は以下の条件を1つでも満たせば、新たな拡張投資プロジェクトに対しても2年間免税、その後4年間50%減税の優遇税制が適用されることとなった。

- 固定資産取得原価が200億 VND 以上増加  
(奨励地域の場合 100 億 VND 以上増加)
- 固定資産取得原価が拡張投資前に比べ 20% 以上増加
- 生産能力が拡張投資前に比べ 20% 以上増加

既存投資部分と分けて拡張投資部分に対して優遇税制を適用する場合は、原則として既存投資部分と拡張投資部分の会計帳簿を分けて管理および課税所得額の計算をする必要がある。それが困難な場合、固定資産の取得原価比率で課税所得を按分することも認められており、実務上投資部分ごとの管理が難しいため、多くの企業がこの方法を採用している。

## 2.3 2009年から2013年の間に行われた新規投資の優遇税制適用期間

09年から13年の間は従来優遇税制の対象であった新規投資も優遇税制の対象外となっていた。ところが Decree 12/2015/ND-CP により、09年から13年の間に実施された新規投資についても、15年1月1日以降は優遇税制を適用できることになり、進出時期によって税負担が異なる不公平さは是正が図られた。ただし、優遇税制の適用期間は09年から13年を含めて計算した上で、15年1月1日以降の残された期間のみに対して優遇税制が適用される。なお、新規投資が14年に実施される場合は、14年から優遇税制が適用可能となる。

【例1】13年に工場の設立および売上が発生し、15年に課税所得が発生した場合、15年から2年間免税、17年から4年間50%減税が適用される(表2)。

【例2】13年に工場の設立および売上が発生し、14年に課税所得が発生した場合、14年は標準税率、15年は免税、16年から4年間50%減税が適用される。課税所得が発生する14年から優遇期間の計算は開始するが、実際に適用される優遇期間は15年以降のみに対して認められるため、免税期間は1年のみとなる(表3)。

【表2】

	2013 工場設立 売上発生	2014	2015 課税所得発生 優遇(免税)開始	2016	2017 優遇(減税)開始	2018	2019	2020 優遇終了	2021
法人税率	課税所得無	課税所得無	免税	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税	標準税率

【表3】

	2013 工場設立 売上発生	2014 課税所得発生	2015 優遇(免税)開始	2016 優遇(減税)開始	2017	2018	2019 優遇終了	2020	2021
法人税率	課税所得無	標準税率	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税	標準税率	標準税率

【表4】

	2009 工場設立	2010 売上発生	2011	2012	2013	2014 課税所得発生	2015 優遇(減税)開始	2016	2017	2018 優遇終了
法人税率	課税所得無	課税所得無	課税所得無	課税所得無	課税所得無	標準税率	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税

【例3】09年に工場が設立され、10年に売上が発生し、14年に課税所得が発生した場合、14年は標準税率、15年から4年間50%減税が適用される。ただし、2.1で述べたとおり、売上が発生した10年から3年連続で欠損金が出ているため、13年から優遇期間の計算は開始するが、実際に優遇期間が適用されるのは15年以降のみに対してとなる。そのため、この場合2年間の免税は享受できないこととなる(表4)。

### 3. 税務調査事例および実務上の注意点

#### 3.1 「追加の投資プロジェクト」として認められない拡張投資

税務調査において拡張投資部分に対する優遇税制を否認されてしまうことがある。Circular96/2015/TT-BTCには、「追加の投資プロジェクト」に対して優遇税制が認められると記載されているため、拡張投資部分が追加の投資プロジェクトではないとの理由で優遇税制が否認される事例がある。追加の投資プロジェクトとみなされるかどうかは税務官によって解釈が分かれるため、注意しなければならない。

たとえば、新たに工場を設立した場合は投資登録証明書(IRC)上にも新しい工場の所在地が明記され、既存投資部分と明確に区別することができるため、追加の投資プロジェクトと判断することは妥当と考えられる。

一方で、機械や設備の増加のみの場合は、追加の投資プロジェクトとして既存投資部分と区別することは難しいといえる。また、既存の工場拡大については、追加の投資プロジェクトと過去に認められた事例もあるが、税務官によって判断が分かれると言える。契約書等で工場の拡大に関わる証憑を残しておき、追加のプロジェクトである旨を合理的に説明できるよう準備しておくことが有効と考えられる。

追加の投資プロジェクトに該当するかどうかは税務官によって異なる解釈がされやすいため、判断に迷う場合は事前にオフィシャルレターで確認することを推奨する。

#### 3.2 2009年から2013年間の優遇税制適用の否認

2.3に記載の通り、09年から13年の間に行われた投資プロジェクトは、Circular 130/2008/TT-BTC上、新規投資か拡張投資かに関わらず、優遇税制の適用はできない。それにも関わらず事業拡大をした部分に対して優遇税制を適用してしまったことで、後の税務調査で指摘される事例がある。

当該法令は優遇が適用されていた08年以前に進出した企業にも適用されるため、当時はあまりに不合理な法令として、当法令を遵守していなかったとしても税務調査で指摘されることはほとんど無かった。しかし、15年以降、当時の課税所得に対して追徴課税を課される事例が多いため、当時優遇税制を適用していた企業は税務調査で指摘されるリスクがある点にご注意いただきたい。

### 3.3 既存投資部分と拡張投資部分で会計帳簿を分けない際の実務上の注意点

拡張投資部分の優遇期間を既存投資部分と分けて適用する際、2.2で述べたとおり、投資部分ごとに会計帳簿を分ける方法ではなく、固定資産の取得原価比率で課税所得を按分する方法が採用されることが多い。ただし、この場合、拡張投資部分の優遇開始時期に注意しなければならない。

本来、優遇期間の開始時期は課税所得が発生した年度からであるが、会計帳簿を分けていない場合は拡張投資部分からの課税所得発生時期が不明確であるため、拡張投資後に既存投資部分と拡張投資部分を合わせた会社全体の課税所得が発生した年度から優遇期間の開始となる。以下、会計帳簿を分けない場合の3つ例を参考にされたい。

【例1】16年に工場1で課税所得が発生した場合、工場1の優遇期間は16年から開始する。その後、19年に工場2の稼働が開始し、19年に会社全体で課税所得が発生した場合、19年から工場2の優遇期間が開始となる。(表5)

【例2】16年に工場1で課税所得が発生した場合、工場1の優遇期間は16年から開始する。その後、19年に工場2が稼働し、19年は会社全体で課税所得が発生せずに20年に課税所得が発生した場合、20年から工場2の優遇期間が開始となる(表6)。

【例3】16年に工場1が稼働開始し、課税所得が発生していない状態で18年に工場2の稼働が開始、19年になって初めて課税所得が発生した場合、19年から工場1および工場2の優遇期間が開始となる(表7)。

【表5】

	固定資産比率	区分	2016 課税所得 発生	2017	2018	2019 工場2 稼働開始	2020	2021	2022	2023	2024	2025
会社全体	100%	課税所得	100,000	200,000	300,000	500,000	500,000	600,000	700,000	700,000	700,000	700,000
工場1	70%	課税所得	100,000	200,000	300,000	350,000	350,000	420,000	490,000	490,000	490,000	490,000
		法人税率	免税	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
工場2	30%	課税所得				150,000	150,000	180,000	210,000	210,000	210,000	210,000
		法人税率				免税	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税	標準税率

【表6】

	固定資産比率	区分	2016 課税所得 発生	2017	2018	2019 工場2 稼働開始	2020	2021	2022	2023	2024	2025
会社全体	100%	課税所得	100,000	200,000	300,000	(10,000)	500,000	600,000	700,000	700,000	700,000	700,000
工場1	70%	課税所得	100,000	200,000	300,000	(7,000)	350,000	420,000	490,000	490,000	490,000	490,000
		法人税率	免税	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
工場2	30%	課税所得				(3,000)	150,000	180,000	210,000	210,000	210,000	210,000
		法人税率					免税	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税

【表7】

	固定資産比率	区分	2016 工場1 稼働開始	2017	2018 工場2 稼働開始	2019 課税所得 発生	2020	2021	2022	2023	2024
会社全体	100%	課税所得	(50,000)	(30,000)	(10,000)	500,000	600,000	700,000	700,000	700,000	700,000
工場1	70%	課税所得	(50,000)	(30,000)	(7,000)	350,000	420,000	490,000	490,000	490,000	490,000
		法人税率				免税	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税
工場2	30%	課税所得			(3,000)	150,000	180,000	210,000	210,000	210,000	210,000
		法人税率				免税	免税	50%減税	50%減税	50%減税	50%減税

例3で示したとおり、既存投資部分の稼働開始後、拡張投資部分の稼働開始に至った後も課税所得が一度も発生していない状態では、その後、課税所得が発生した際に、拡張投資部分と既存投資部分のどちらから課税所得が発生したかは会計帳簿を分けていない限り不明確であるため、両方の投資部分について同時に優遇期間が開始することになる。そのため、別々に優遇期間を適用したい場合には、あらかじめ会計帳簿を分けておく必要がある。

### 3.4 既存投資部分と拡張投資部分で会計帳簿を分ける際の実務上の注意点

会計帳簿を分ける具体的な方法は法令上明記されていないものの、実務上、投資部分ごとに元帳を管理する方法が一般的である。投資部分ごとに元帳を管理する際に疑問が生じやすい会計処理について以下に例示するため、参考になれば幸いである。

【例1】一つの工場で製造から販売まで完結する場合、各々の工場で収益および費用を認識する。例えば、工場1、2それぞれで製造から販売まで完結する場合、売上および売上原価について工場1は工場1の全額を、工場2は工場2の全額を認識する。

【例2】二つの工場で製造から販売まで完結する場合、発生した収益や費用に関して、工場ごとにかかった金額を算出する必要がある。計算方法は法令上定められていないため、合理的な説明ができる方法を各社で判断して適用しなければならない。例えば、工場1で製品の途中までを製造後、工場2に移し完成品まで仕上げた後に販売する場合、全体の売上および売上原価を各工場にかかった金額に分ける必要がある。具体的には、原材料費、人

件費、間接費ごとに在庫数や所要労働時間の比率で按分計算されることが多い。

【例3】工場間で在庫を移動させる場合、工場間における売上や売上原価の認識は不要である。ただし、在庫の移動に伴う工場ごとの資産増減については勘定科目を分けて仕訳を行い管理する必要がある。例えば、工場1から工場2に在庫を移す場合は以下のような仕訳が必要となる。

(借方) 棚卸資産(工場2) / (貸方) 棚卸資産(工場1)

### 4. おわりに

優遇税制は税務調査で事後的に否認された場合、法人税を標準税率で再計算したうえで追徴課税や遅延利息の支払いが必要となるため、想定外に高額な支出となってしまうことが多い。そのため、優遇税制の適用可否や適用期間については慎重に判断する必要があり、自社の計算方法について専門家のレビューを受けることや、税務局に書面で確認することをお勧めする。




**逆井 将也**  
(さかさい まさや)  
I-GLOCAL CO., LTD.  
USCPA

慶應義塾大学商学部卒業。生命保険会社で顧客対応、経理、内部統制等に関わる経験を経て、I-GLOCALに入社。ハノイ事務所にて企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティングに従事。



【India】

## インド IBC を活用した債権回収 実務の現状とその留意点

遠藤衛、岩瀬裕一 Fair Consulting India Pvt. Ltd.

インドの倒産制度を抜本的に改正する、インド初の倒産基本法である Insolvency and Bankruptcy Code, 2016(以下、IBC)が2016年に成立し、インドにおける倒産法制度の利便性が格段に向上した。同時に、これまで債権回収の手段として実用的でなかった倒産スキームが、本改正に伴い新たな債権回収手段の一つとして、にわかに脚光を浴びるに至り、16年12月に同法が施行されて以降、多くの企業がIBCを活用した債権回収を試みているという実情がある。本稿では、IBCの運用が開始して約1年が経過した17年11月時点における、IBCの債権回収手段としての活用状況とその実効性、活用方法を紹介する<sup>1</sup>。

### (1) IBC の概要と債権回収手段としての活用状況

IBCは、それまでインドにおいて乱立していた個人・法人の倒産関連法規を一つに統合したインド初の倒産基本法であり<sup>2</sup>、明確なタイムリミットを法律上明記していることから、倒産処理の迅速化が同法の導入により期待されている。

ところで、IBCの特徴の一つとして、企業の倒産

手続に関しては、第一段階として会社再生手続き(Corporate Insolvency Resolution Process)を経た後に、第二段階として清算手続き(Liquidation Process)に移行するという二段構造になっている点が挙げられる。これは、まず債務超過状態にある会社の再生を試み、これが奏功しない場合に初めて会社の清算業務を実行することを意味し、日本の倒産法制度には見られない特徴となっている。

このようにインドで会社を倒産させる場合、まずはその債務企業の再生を試みる事が求められる制度となっているが、その制度目的から離れ、手続上の優先順位が一般的に低い事業債権者が自社の債権回収を行う目的で倒産の申し立てを行っているという実情がある。すなわち、16年12月1日に主要部分が施行されてから17年8月までの9カ月間で、約1,000件の倒産申し立てがなされ、約220件の申し立てが承認されているが、承認されなかった案件(約780件)には、事業債権者の申し立てが取り下げられた案件が多く含まれており、申請取り下げの大半の理由は裁判外の和解となっている<sup>3</sup>。これは、事業債権者が債務を支払わない債務者に対してプレッシャーをかける目的で倒産の申し立て

<sup>1</sup> 17年11月執筆時点の制度運用である点につきご留意いただきたい。特に、インドでは制度の運用が突然大幅に変更されることもあるため、具体的な案件への適用に際しては、最新情報を現地の専門家から取得することが推奨される。

<sup>2</sup> ただし金融機関の倒産は別の法律によることが明記されている。

<sup>3</sup> Ernst & Young 「Experiencing the Code : Corporate Insolvency in India」2017年8月。なお、申し立てがなされる前に裁判外和解が成立した案件も多数あるものと思料され、統計があるわけではないが、実際に倒産申し立てが個々の企業の債権回収目的で活用されているケースの数はさらに多いものと考えられる。

を行い、倒産手続きの開始を嫌った債務者が債務の支払いに応じていることを意味する。なお、筆者は日本国弁護士としてインドに滞在しながら、債権回収目的で IBC の倒産申し立てを行う案件に複数携わったが、いずれのケースにおいても、倒産申し立てが債務者に大きなプレッシャーを与え得るという感触を得ており、倒産申し立てを契機に通常では得ることが難しい有利な条件での和解が実現したケースもあった。

## **(2) IBC 成立以前の状況**

ところで、IBC 成立以前も倒産制度自体は存在しており、倒産手続きを通じて債務者にプレッシャーを与えることで、自社の債権の回収を試みるという手法は以前から行われていた。しかし、種々の理由により、旧法制度では債権回収を目的とした倒産申し立ては実効性を欠く状況にあった。例えば、その申し立ての主目的が、倒産手続きを通じた全債権者に対する債務者財産の適正配分ではなく、単に申立企業の債権回収の交渉にあると思料される事案に関しては、裁判所が民事裁判を通じた債権回収を行うように促し、それ以上審理を行わない事例もあった。それだけでなく、仮に倒産手続きが開始されたとしても、裁判所主導でなされていた従前の倒産制度は、申し立てから手続き終了までに 10 年以上かかることも稀ではないなど、手続き遅延が著しく、そもそも申し立てがいつ承認され、手続きがいつ開始するかという点も不明確であり、倒産手続きの申し立てを通じた、債務者に対する倒産のプレッシャーの程度も非常に限定的であった。

そのため、従前の倒産制度は、債務者に倒産のプレッシャーをかけることで債権を回収する手段として活用されていたものの、あまり実効的な手段で

はなかった。

## **(3) 債権回収手段としての IBC のメカニズム**

これに対して、IBC は、制度目的に沿っているか否かはさておき、倒産手続きの申し立てによって債務者にかかるプレッシャーは甚大であり、一種の交渉材料として強い威力を発揮しうる。その主な理由は以下のとおりである。

まず、IBC では申し立てからその手続き開始の判断が下されるまでの期間は最長 14 日間とされており、旧法と異なり、原則として短期間のうちに申し立ての判断が規定される明確な期日管理が実施される。

また、日本では倒産手続きが開始されるためには、債務者が債務超過等の状態にあることが要件とされているが、IBC ではそのような要件は求められておらず、単に 10 万ルピー以上の不履行という不履行債務額の要件が規定されているだけであり、手続き開始のハードルが非常に低い。

さらに、会社法審判所(National Company Law Tribunal、以下、NCLT)が企業倒産の審判機関とされているが、倒産申し立ての主目的が個々の企業の債権回収にある点をもって、申し立ての却下を NCLT に認めるような規定は存在しておらず、旧法制度のように通常の民事裁判で債権回収を促し、手続きを停止することを NCLT に許すような規定も存在しない。

このように、不履行債務の額が 10 万ルピー以上であれば、実際に倒産手続きが開始する現実的なリスクが債務者に発生する。

そして、いったん倒産手続きが開始されれば、債

務者である会社に発生する不利益は甚大なものとなる。すなわち、IBC の下で倒産手続きを開始するためには、まず会社再生手続きの申し立てを行う必要があるが、NCLT が同申し立てを承認した場合、以後、債務企業の経営陣は経営権を失い、暫定管財人(Interim Resolution Professional)が会社の運営を行うことになる。これは日本と大きく異なる点であるが、インドの倒産手続きでは会社経営陣に経営権を残す、いわゆる DIP(Debtor In Possession)型の手続きは想定されていない。このため、ひとたび会社再生手続きが始まれば債務者である会社経営陣は経営権を失うことになり、事業運営に多大な影響が及ぶるのである。しかも、再生計画の成立が頓挫した場合には、原則として債務者である会社は清算手続きに移行する制度となっており、最悪の場合、会社自体が解散する恐れもある。

このように、不履行の状態にある債務の額が会社の事業規模に照らして少額であったとしても、ひとたび申し立てがなされた場合には経営権の剥奪、最悪の場合には会社の解散という甚大なりスクが現実的なものとして債務者にのしかかることになる。そのため、IBC の倒産申し立てが債権回収のための一種の脅しとして活用されている状況にある。

#### **(4) IBC 倒産申し立ての活用方法と留意点**

では、インドではよくあることだが、自社の取引先等が不当に債務を支払わない場合、IBC における企業倒産の申し立てを行うためには、具体的にはどのような点に留意して、何を行えば良いのだろうか。そもそも IBC は、債権者の種類を金融債権者(Financial Creditor)と事業債権者(Operational Creditor)に区別し、それぞれ異なる申し立て手続きを規定している。金融債権者は金融機関等を、事

業債権者とは事業債務(Operational Debt、IBC の定義では、製品の販売やサービスの提供によって発生した債務)を有する債権者を意味するが、通常、日系企業およびそのインド子会社は事業債権者に該当することになるため、ここでは事業債権者の手続きに焦点を当てて解説する。

IBC は、事業債権者が倒産手続きの申し立てを行う場合、(1)事業債権者は債務者に所定のフォームに従った事業債務に関する催告書(Demand Notice)等を送付し、(2)債務者が催告書を受領してから 10 日以内に、債務者が、(i)当該事業債務が係争している場合にはその旨とその記録、または(ii)不払い事業債務の支払い、以上いずれの通知も事業債権者に対して行わない場合、初めて申し立てが可能になると規定している。したがって、倒産申し立てを行う場合、まずは所定のフォームにしたがって催告書を作成・送付し、催告書が到着してから 10 日以内に然るべき対応が債務者から取られなかった場合に初めて、事業債権者は倒産申し立てを NCLT に対して行うことになる。

倒産の申し立てを行うにあたり、まず確認が必要なのが、自社の有する債権が事業債務に該当するか、という点である。事業債権者とは事業債務を有する債権者を意味するが、事業債務とは、IBC の定義上、製品の販売やサービスの提供によって発生した債務を意味する。単に製品を収めたが債務者が代金を支払わないというのであれば話は簡単であるが、自社が購入した製品が不良品でこれを返品したが相手方が代金を返金しない場合や、契約に基づく損害賠償請求を行う場合等、条文や裁判例に照らして、問題となっている債権が事業債務に該当するのか検討した上で、催告書を送付する必

要がある。

また、催告書や申立書は、IBC規則が定型フォームを用意しているため(催告書は Form 3、申立書は Form 5)<sup>4</sup>、インド企業省のウェブサイトからこれをダウンロードして必要事項を埋めれば作成可能である。しかし、裁判例やインド人弁護士の声を聞く限り、NCLT も本来の法の目的とは異なる趣旨で倒産の申し立てがなされているという現状について把握しており、その疑いがある案件に関しては、書類に不備があればたとえその不備が些細なものであっても、積極的に退けているようである。催告書や申立書に不備があれば、それが理由で直ちにNCLT に申し立てが却下される可能性がありうるため、この点は専門家に依頼することが推奨される。

さらに、倒産申し立てに先立って、裁判外の和解が成立しなかった場合の処置も事前に検討しておくことが望ましい。倒産申し立てが承認された場合、債務者に大きな影響が及ぶことはもちろんであるが、事案によっては事業債権者の債権回収額が非

常に少なくなるリスクが存在する。すなわち、倒産手続き上の事業債権者の地位は、金融債権者の地位と比較して非常に弱く、実際に会社再生計画が認可された場合や清算手続きによって債務者の資産が分配された場合、事業債権者が実際に手にする金額はその債権額と比較して小さくなりがちである。

また、倒産手続きが承認された場合、それ以降は通常の裁判手続きによる債権回収が禁止されてしまう。倒産手続き開始の申し立てが一度承認されると、原則としてこれを取り下げることはいかなる場合にもできないため、倒産手続きが開始された場合の具体的なデメリットを考慮した上で、裁判外和解が成立しない場合には申し立てを取り下げるべきか否か、取り下げるとして、いつまでに取り下げを実行するかといった点を事前に決定しておくことが望ましい。



遠藤 衛

Fair Consulting India Private Ltd  
日本国弁護士

都内のインド法を専門とする法律事務所に入所、インド法務に関する案件を多数手掛ける。15年1月よりインド・デリーの現地法律事務所に出向し、企業買収・合併事業にまつわる問題や契約書作成、労務管理など、日系企業がインドで抱える幅広いケースを取り扱う。インド税務・会計・法務に関してワンストップサービスを提供するため、16年12月より、Fair Consulting Group に参画。



岩瀬 裕一

Fair Consulting India Private Ltd  
取締役社長  
日本国公認会計士・税理士



2000年に大手監査法人東京事務所に入所。製造業を中心に、米国会計基準、国際財務報告基準、日本会計基準の会計監査業務を手掛ける。05年に大阪事務所に転部し、株式公開業務に従事。07年10月より大手監査法人インド事務所へ赴任し、10年11月に日本に帰任。11年1月にIIA Pvt. Ltd. 設立、同年9月にFair India Pvt. Ltd.へ社名変更。

4

[http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/InsolvencyRules\\_01122016.pdf](http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/InsolvencyRules_01122016.pdf)





## 【India】 インドの税制 第 66 回

# インドにおける新たな税務計算・ 開示基準(ICDS)の適用

～ 会計上の利益(インド会計基準/新インド会計基準)との調整～

合田 潤 KPMG チェンナイ事務所

### 1. ICDS の概要

2017 年 3 月期より、改訂版の所得税計算・開示基準(ICDS: Income Computation and Disclosure Standards)が適用されている。当初 16 年 3 月期からの適用が予定されていたが、1 年間の延期を経て、16 年 9 月に直接税中央委員会(CBDT: Central Board of Direct Taxes)により改訂版 ICDS が発表、適用された。これは、課税所得を一貫性のある明確な方法で計算し、税務上の取り扱いを統一することを目的としている。

ICDS は、段階的に国際財務報告基準(IFRS: International Financial Reporting Standards)へのコンバージェンスが進められている新インド会計基準(インド版 IFRS: IND AS)や現行のインド会計基準(I GAAP: AS)との調整も考慮されている<sup>1</sup>。

ICDS 適用後においては、AS または IND AS によって算定された利益に、ICDS に従った適切な調整を加えて課税所得を計算することになっている。

CBDT は、ICDS を導入するにあたり、各方面からの疑問を明確にするため、17 年 3 月に FAQ を公表している。主要な FAQ は以下のとおりである。

<sup>1</sup> インド会計基準は、インド勅許会計士協会により公表されている。また、同インド勅許会計士協会が会計基準を補足する指針としての会計基準解釈も公表している。

ICDS は会社が採用する会計基準(I GAAP、IND AS)に関わらず、事業所得およびその他の課税所得に適用される。ただし、前年度に税務監査の必要のなかった個人等は ICDS の適用対象外となっている。

ICDS は会計帳簿の記帳や財務諸表の作成のための規則ではない。

ICDS は最低代替税の課税標準となる会計上の利益の計算には適用されない。

所得税法と ICDS に不整合がある場合には、所得税法が優先される。

2016-17 年度以降、ICDS はどの判例より優先して適用される。

非居住者に対する技術サービス料のように総額ベースで課税される所得には ICDS が適用される。

工場の量産開始日までの投資額は資産計上すべきである。

#### (1) ICDS 導入の経緯

インドにおいては、日本の法人税における法人税基本通達に相当するものがなかった。このため、法人税額の計算方法は明確ではなく、慣例や実務上の解釈、判例によっているところが多く、産業界

等から計算方法の明確化が求められていた(文末参照)。

## (2) IND AS の概要

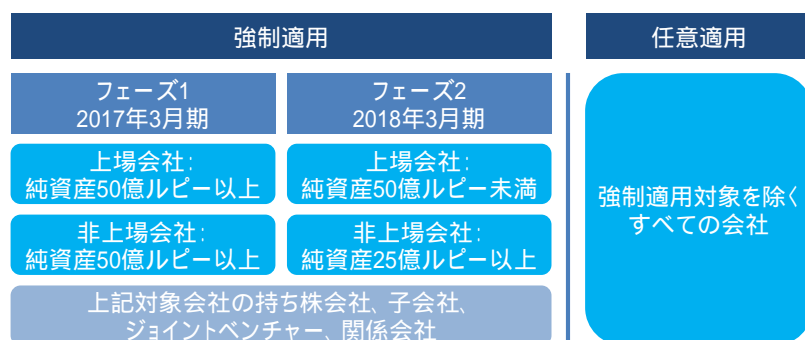
インドにおける会計処理は、新会社法、インド勅許会計士協会(ICAI:The Institute of Chartered Accountants of India)が公表している会計基準、会計基準解釈に則って行われている。

世界的なIFRSへの潮流の中で、インド企業省は、15年2月、IND AS<sup>2</sup>を公表した。IND ASは、17年3月期より、上場、非上場、会社の規模等に応じて適用となっている。適用の対象となるのは、保険会社、銀行、ノンバンク以外の業種で、個別財務諸表および連結財務諸表につきIND ASに基づいて作成しなければならない(図表1)。

## 2. ICDS と現行のインド基準(AS)、新インド会計基準(IND AS)との調整

### 【図表1】 IND-AS 適用のロードマップ

IND-AS: IFRS へのコンバージェンスが進められている新インド会計基準。2017年3月期より会社規模に応じて順次適用。現行のインド会計基準も引き続き存続。



\*なお、銀行、保険、ノンバンクは2018年3月期以降、規模に応じて順次適用されるが、対象会社のグループ会社になる場合は対象会社適用年度に適用。

### (1) ICDS と AS、IND AS の対応

ICDSは、ASまたはIND ASによって算定された利益に、ICDSに従った適切な調整を加えて課税所得を計算することを求めているため、ICDSとASとIND ASの対応関係と調整項目を理解しておくことは非常に重要である(図表2)。

### 【図表2】 ICDS と AS、IND AS の対応

ICDS 基準番号	所得計算開示基準	現行のインド会計基準 (AS)	新インド会計基準 (IND AS)
ICDS	会計方針	第1号、5号	第8号
ICDS	棚卸資産の評価	第2号	第2号
ICDS	工事契約	第7号	第11号
ICDS	収益認識	第9号	第115号
ICDS	有形固定資産	第10号	第16号
ICDS	外国為替レートの変動の影響	第11号	第21号
ICDS	政府補助金	第12号	第20号
ICDS	有価証券	第13号	第109号
ICDS	借入費用	第16号	第23号
ICDS	引当金、偶発債務及び偶発資産	第29号	第37号

<sup>2</sup> 2015年インド会計規則(the Companies (Indian Accounting Standards) Rules, 2015)

【図表3】 ICDS と AS、IND AS の収益認識の差異

ICDS ( ), ICDS	AS 第 7 号( ), AS 第 9 号	IND AS 第 11 号( ), 115 号
収益認識の考え方は基本的に I GAAP と同様。しかし、ICDS IV では完成基準は認められていない。	AS 第 9 号では、以下の条件を満たす場合に収益を認識する。 I. 所有権の重大なリスクおよび報酬の移転がある II. 対価の額に関して重大な不確実性が存在しない III. 履行の時点において、最終的な回収を期待することが不合理ではない	企業が、約束された商品またはサービスを顧客へ引き渡し、それらの財またはサービスの対価を獲得した時に収益を認識すべきである。

工事に係る収益認識については、ICDS 及び AS 第 7 号、IND AS 第 11 号(いずれも「工事契約」に関する基準)において規定されている。

(2) ICDS との差異の分析

ICDS と AS および IND AS に差異が生じるかどうかは、企業が採用している会計基準と ICDS を比較してしていくことになるが、主に差異が生じる項目は下記のとおりである。

- ICDS 棚卸資産の評価
- ICDS 収益認識
- ICDS 有形固定資産
- ICDS 外国為替レートの変動の影響
- ICDS 引当金、偶発債務及び偶発資産

例えば、収益認識についてであれば、まずは、図表3のように整理できる。

3. ICDS 導入後の要求事項

ICDS の導入後においては、税務監査報告書 (Form 3CD) と法人税税務申告書において、ICDS の適用状況を開示する必要がある。

(1) Form 3CD の ICDS にかかる主な追加箇所

改正版 Form 3CD (図表 4) については CBDT が

【図表4】 改正版 Form 3CD

(d) Whether any adjustment is required to be made to the profit or loss for complying with the provisions of income computation and disclosure standards notified under section 145(2)  
(e) If answer to (d) above is in the affirmative, give details of such adjustment:

	Increase in profit (Rs.)	Decrease in profit (Rs.)	Net Effect (Rs.)
ICDS I	Accounting Policies		
ICDS II	Valuation of Inventories		
ICDS III	Construction Contracts		
ICDS IV	Revenue Recognition		
ICDS V	Tangible Fixed Assets		
ICDS VI	Changes in Foreign Exchange Rates		
ICDS VII	Government Grants		
ICDS VIII	Securities		
ICDS IX	Borrowing Costs		
ICDS X	Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets		
	Total		

(f) Disclosure as per ICDS:

- (i) ICDS I - Accounting Policies
- (ii) ICDS II - Valuation of Inventories
- (iii) ICDS III - Construction Contracts
- (iv) ICDS IV - Revenue Recognition
- (v) ICDS V - Tangible Fixed Assets
- (vi) ICDS VI - Government Grants
- (vii) ICDS IX - Borrowing Costs
- (viii) ICDS X - Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets

16年9月29日、1962年所得税法の Form 3CD の税務監査報告書を改訂し、新しい書式を挿入した。Form 3CD は、ICDS に関する税務調整の詳細および ICDS に従った開示を要求している。

企業は、まず、ICDS に基づく税務上の処理と、会計基準に基づく会計上の処理との差異を分析・把握したうえで、Form 3CD に記入していくことになる。

## (2) 法人税税務申告書の ICDS にかかる箇所

企業は、法人税税務申告書に ICDS に基づく調整額を開示することになる(図表5参照)。この金額は、Form 3CD に記載された税務監査済みの税務調整額と整合することになる。

【図表5】 法人税税務申告の例

Schedule ICDS		Effect of Income Computation Disclosure Standards on profit
SL No.	ICDS	Amount
(i)	(ii)	(iii)
I	Accounting Policies	
II	Valuation of Inventories	
III	Construction Contracts	
IV	Revenue Recognition	
V	Tangible Fixed Assets	
VI	Changes in Foreign Exchange Rates	
VII	Government Grants	
VIII	Securities	
IX	Borrowing Costs	
X	Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets	
XI	Total Net effect (I+II+III+IV+V+VI+VII+VIII+IX+X)	

## 合田 潤

(ごうだ じゅん)

KPMG インド

(チェンナイ)

アソシエイトディレクター

公認会計士、中小企業診断士



1997年に中央監査法人、2007年にあずさ監査法人入所。主に法定監査にて製造業、商社、小売業を担当。他に、株式上場支援、中小企業総合事業団新規事業貸付審査員、内部統制構築のアドバイザー業務、デューデリジェンス等。「インドの投資・会計・税務ガイドブック 3版」等の執筆多数。また、JETRO、産業経理協会ほかのセミナー講師を担当。2016年7月より、KPMG インドチェンナイ事務所にて、インドで活躍する日系企業を全力でサポートしている。

## 【ICDS 導入の経過】

1996年	中央政府は、所得税法第145条(2)に基づいて2つの会計基準を通知
2010年 12月	CBDTは会計基準委員会を構成し、以下の提案を行った -会計基準は、所得税法第145条(2)に基づいて通知 -所得税法第145条(2)の改正 -IND ASにおける最低代替税(MAT)算定のための会計上の利益の決定方法
2012年 10月	会計基準委員会の最終報告書と14項目のICDSドラフトを公開 当該ドラフトに対するパブリック・コメントを募集
2014年 7月	インド予算案2014において、所得税法第145条(2)を改正 ICDSは、15年4月1日から適用。ICDS自体は別途通知
2015年 1月	CBDTは、ステークホルダーからの提案を取り入れ、まずはICDS適用にあたっての経過措置を定め、その上で12項目のICDS草案を発行 ICDS草案に対するパブリック・コメントや提案を15年2月8日まで募集
2015年 3月	10項目の最終的なICDSを15年3月31日に通知 リースおよび無形資産に関するICDSは通知されなかった AY 2016-17(FY2015-16)から適用
2016年 7月	財務省(MoF)は、ICDSの規定の遵守を確実にするため、ICDSの改訂と税務監査の報告を発表 MoFはまた、ICDSを1年延期し、15年4月1日ではなく16年4月1日から適用することを発表
2016年 9月	CBDTは、16年9月29日の通知第87/2016号により、改訂ICDSを通知し、以前の通知第32/2015号を廃止
2017年 3月	CBDTは、ICDSの適用に関連する問い合わせについて、FAQの形で明確化し公表



【China】

## 商業賄賂リスク防止 ～贈答と賄賂の境界線～

王 正洋 君澤君法律事務所

業務取引における企業間、友人間のやり取りは、往々にして財物または金銭の贈答等がある。これは関係を深める正当な民事行為である。賄賂と贈答はかなり類似しており、両者とも金品の贈与であるが、賄賂は相手側の権力が前提条件で、相手側の職務上の権利行使と密接な関係があり、不当な利益を獲得するための贈与である。そして、商業活動の中で重点的に処罰を受ける違法犯罪行為である。中国共産党第十九次全国代表者会議の党活動報告の中で明確に「収賄と贈賄を同時に調査することを堅持する。」と表明があった。当該表明は、中国における今後の腐敗撲滅において、賄賂犯罪に対する取り締まりがさらに厳しくなることを意味している。したがって、業務取引において、贈答と賄賂の正確な境界線を明確にすることは極めて重大な意義を有し、企業運営の刑事リスクを効率よく防止することを可能にすると考える。

### 一、関連法律規定

中国最高人民法院、および最高人民検察院による「商業賄賂刑事案件処理の法律適用に関する若干問題の意見」<sup>1</sup>第10条は、「商業賄賂犯罪案件を処理する際に、賄賂と贈答の境界線に注意すべきである」とし、主に下記の要因を踏まえて、全面的

に分析し、総合的に判断すると規定している。

- (1) 財物のやり取りの背景事情。例えば、双方が友人関係にあるか否か、および過去の付き合いの状況とレベル。
- (2) やり取りする財物の価額。
- (3) 財物のやり取りの原因、時期および方法、財物の提供者と受領者が職務上の請負関係にあるかどうか。
- (4) 受領者は職務上の地位を使って提供者の利益を図っているか。

### 二、事例

検察機関による国家公務員、張の収賄罪案件の調査事例を紹介する。某会社の総経理王は、張との友好関係を築くために正月や節句のたびに、数百から数千元単位の祝儀を張に贈っていた。張も時折、王に御礼を渡していた。王に対する尋問および事実調査により、両者は具体的な請負関係になく、単に張と良好な関係を構築し、万が一何かあったときに張の協力を得るためであったことが判明。事件が発覚した時点で、王から張に対する何らかの依頼は事実上無く、不当な利益を求めたことも無かった。また張も、職務上の地位を使って王に便宜を図ったことがなかった。

<sup>1</sup> 最高人民法院 最高人民 察院 关于印劉《关于处理商业贿赂刑事案件适用法律若干问题的意见》的通知

検察機関事件調査チームは検討後、職務上の権力をもとに金銭を得る取引がなく、かつ張も王に祝儀を渡したため、刑法の謙抑性<sup>2</sup>の面から考慮し、両者間における双方向の贈答は適切であると認定し、当該部分を張の収賄金額に算入しなかった。そして、王に対する贈賄罪の立件調査も行わなかった。

### 三、商業賄賂犯罪の通常形態

商業賄賂犯罪の形式はさまざまであり、社会と経済の発展に伴い、絶えず新しい形態が生まれ、変形も多くある。中国の司法実務を踏まえ、よく見かける商業賄賂形式を以下に挙げる。

- (1) 現金、祝儀、礼金を贈る行為
- (2) 種々さまざまな費用を支払う行為。例えば、販売促進費、賛助費、広告宣伝費、労務費等
- (3) 債券、株券等の有価証券の付与
- (4) 各種の高級生活用品、贅沢品、工芸品、所蔵品等の贈与
- (5) その他の方法での給付・供与。例えば、債務の免除、担保の提供、レクリエーションの無料提供、旅行、視察等の有形の利益、および就学、荣誉、特殊待遇等の無形の利益
- (6) 帳簿外でのレポートの支給
- (7) コミッションを贈与または収受した際に、それを記帳せず、コミッションの名目で支払う行為
- (8) 取引の形で支払う行為

- (9) 株式の無償贈与
- (10) 会社等の合併設立等の投資名目での支払い
- (11) 株式投資、先物またはその他資産運用の名目での支払い
- (12) 賭博による支払い
- (13) 受託者の指定した第三者に給与を支給する方法での支払い
- (14) 他人名義での給付・利益供与。例えば、所有権の名義変更は行わないが、実質的な所有権を移転する

### 四、実務上の分析のポイント

贈答と賄賂の境界線を明確にするには、全面的な分析、総合的な判断を行い、主観的な動機・目的を確定することである。職務上の地位を利用した金銭取引なのか、贈り物に返礼する等の習慣があるかどうかを確認し、境界線を明確にすべきである。司法実務においては、次に挙げる6つの側面から分析、把握するように注意したい。

- (1) 財物の数量、価格の多寡。一般的に、贈答は財物の数量および金額は少なく、賄賂においては、提供する財物の数量および金額は大きい。財物の金額が明らかに提供者の経済的負担能力を越えており、または社会における交友関係の慣習からかけ離れた金額であるときは商業賄賂を構成する可能性がある。
- (2) 贈答方法。一般論として、賄賂は公にしない行為で、賄賂の過程は非公開の場所で「こっそり」行われ、内容や関係者を「暴露」しない隠蔽性が存在する。対して、贈答は公開してよいもの

<sup>2</sup> 謙虚、へりくだること。

で、往々にして公開の場所で行われる。

- (3) 贈る側と受取側の心境。贈答は、贈る側は何ら条件を設けず、見返りとして職務上の地位を用いた利益供与を追及しない。受取側もこれを当然のこととして受け入れる。賄賂の場合、贈賄側の動機は職務上の地位を用いた利益供与を求めることにあり、収賄側もこの点について暗黙の了解がある。
- (4) 贈る側と受取側の関係。賄賂の対象者は一定の職位以上の人物であるが、贈答の対象者は職位に就いている人物とは限らない。贈答は通常、取引の頻繁な企業、友人が対象となり、お互いに贈答をする関係にある。また、贈答は慣習的、継続的に行われる半面、賄賂の多くは突発的で1、2回で終結する。
- (5) 贈る側と受取側の目的の判断性の可否。賄賂を贈るとき、贈賄側は収賄側に対して、他の用件を口実にして、もしくは何も言わずに職権を用いた援助供与を明示または暗示しているのが一般的である。双方が互いに財物の提供が利益供与を求めているものと判断できる行為は賄賂といえる。
- (6) 贈答に利益供与の要求があるか、利益供与の要求は相手方の職務と関連性があるか。財物を贈った前後に贈る側は受取側から利益を得たか。以上に該当すれば賄賂、該当しなければ贈答となる可能性が大きい。

以上の通り、業務取引における贈答と賄賂の境界線の正確な把握は、実際の状況の具体的な分析を必要とする。言い換えれば、贈収賄のリスクを回避し、企業の安定した発展および企業運営を保

証するためには、刑事法的リスク管理にかかる専門家の厳格な分析が欠かせないものとする。



君澤君律师事务所  
JunZelun Law Offices

王 正洋(おう せいよう)

北京市君澤君(上海)法律事務所  
シニアパートナー弁護士  
日本チーム責任者

1987年西南政法大学卒、法学学士。95年北京大學、民商法修士。2005年ニュージーランドビクトリア大学 国際経済法修士。裁判官として5年、また弁護士として、30年以上にわたる豊富な実務経験を有し、複雑な商事紛争に関する訴訟と仲裁を得意とする。上海国際商会副会長、上海四川商会副会長、四川省政府招商顧問などを務め、2016年、法律雑誌「Lawyer Monthly」で商事仲裁の弁護士に選ばれた。



【China】

## 中国国際投資紛争仲裁規則(試行)

鈴木 幹太 森・濱田松本法律事務所

中国国際経済貿易仲裁委員会(以下、CIETAC)は2017年9月12日、投資者と投資受入国等との間で生じた投資紛争を仲裁で解決することを目的とする「国際投資紛争仲裁規則(試行)<sup>1</sup>」(以下、「本規則」)を制定し、中国国際貿易促進委員会(中国国際商会)が、これを承認した。本規則の施行日は、17年10月1日となっている。

### 一、背景

投資者と投資受入国等との間で生じた国際投資紛争を解決する手段として、投資協定仲裁がある。投資受入国が、投資を促進するために、二国間または多国間で投資協定を締結することがあるが、投資協定には、投資保護に関する具体的内容(補償なしに強制収容をしないこと、内資外資の平等な取り扱い、資金の移転を制限しないこと等)を規定する条項と同時に、投資受入国がこれらの条項に違反したこと等を理由として、投資者と投資受入国との間に生じる紛争を解決する手続きを規定する条項(Investor-State Dispute Settlement条項。以下、ISDS条項)が定められている。投資協定仲裁とは、ISDS条項に基づき、投資者と投資受入国との間の投資紛争を解決することを目的とする仲裁手続きを言う。

1

<http://www.cietac.org/Uploads/201709/59c8d60367bb5.pdf>  
[http://www.ccpit.org/Contents/Channel\\_4132/2017/0926/883777/content\\_883777.htm](http://www.ccpit.org/Contents/Channel_4132/2017/0926/883777/content_883777.htm)

投資協定仲裁の数は増加傾向にあり、特に新興国との間の投資協定仲裁が増えている。投資協定仲裁の行われる仲裁機関としては、ICSID<sup>2</sup>が多く、次に UNICITRAL<sup>3</sup>仲裁規則に基づく仲裁付託が多い。投資協定の中に、ICSIDによる仲裁と UNICITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を、投資者が選択できるようになっているものもある。

中国においては、本規則の制定により、投資協定中の ISDS 条項として、ICSID による仲裁や UNICITRAL 仲裁規則に基づく仲裁等に加えて(または代わって)、本規則に基づく CIETAC を仲裁機関とする仲裁を規定し、投資者と投資受入国との間の投資紛争を CIETAC にて解決する選択肢が新たに加わった<sup>4</sup>。

中国では、平等な主体である自然人、法人およびその他組織の間の契約および財産権益にかかる紛争を仲裁で解決する仲裁法や、CIETAC 他の仲裁機関が制定する商事仲裁規則があるが、本規則が公布される前は、投資者と投資受入国との間の国際投資紛争を解決する仲裁規則が存在しなかった。

<sup>2</sup> International Centre for Settlement of Investment Disputes, 投資紛争解決国際センター

<sup>3</sup> United Nations Commission on International Trade Law, 国連国際商取引法委員会

<sup>4</sup> なお、投資受入国が投資者と契約を結ぶ場合、投資受入国および投資者の合意により、紛争解決の手続きとして、本条項に基づく CIETAC における仲裁を規定することも可能性として考えられる。



一方で、中国企業の海外への投資および外国企業の中国への投資は、世界的に見て引き続き高い水準にある。また、中国政府が主導する中国と欧州を結ぶ巨大な地域開発計画「一帯一路」(One Belt One Road)の進展に伴い、「一帯一路」関連地域に所在する新興国への投資が急速に増加しており、こうした投資を保護する必要性も高まっている。本規則が制定された背景としてはこうした事情があると考えられる。

中国は日本に比べ、投資協定の締結をより積極的に推進していると言え、今後、各国が新興国に投資する際に、こうした投資協定を利用することを目的に、中国を経由することを検討するケースも出てくる可能性がある。また、中国への投資等を行うにあたり、中国政府や地方政府と契約を締結する際、紛争解決の手段として、中国政府等が本規則に基づくCIETACにおける仲裁とする旨の規定を求められる<sup>5</sup>ことから、以下のとおり、本規則の特徴、内容を紹介することとした。

## 二、本規則の特徴

1. ICSID、ICC<sup>6</sup>等の仲裁手続き、規則を参考とするとともに、中国の特色ある制度も盛り込む

本規則は、仲裁地、仲裁廷の管轄権、第三者による資金援助、合併仲裁および公開審理等の面で、ICSID および ICC 等の仲裁機関の仲裁手続き、規

<sup>5</sup> ただし、一般論として、投資受入国と投資者との間の契約において、投資受入国の仲裁機関における仲裁を選択した場合、仲裁地の仲裁法に基づいて仲裁判断が取り消されるリスクがあること等により、投資者にとって、投資受入国以外の国の仲裁機関を選択することが望ましい場合が多い。

<sup>6</sup> International Chamber of Commerce。国際商業会議所。下部組織として、国際仲裁裁判所(ICC International Court of Arbitration)を有する。

則等を参考としている。一方で、CIETAC が積み重ねてきた仲裁の経験を生かして、中国の特色ある規定が本規則に盛り込まれている。仲裁と調停の結合という紛争解決方法がその例の一つである。

### 2. 仲裁手続きの透明性の向上

仲裁手続きの透明性を高めるために、多くの工夫をしている。審理方式の面で、書面審理制度を設けず、開廷審理のみ規定しており、かつ、審理を公開で行うことが原則である。仲裁資料について、原則として、仲裁申立書、仲裁答弁書、開廷審理の記録および仲裁廷による命令・決定・判断書等の関連資料が公開される。

### 3. 当事者の選択の尊重

本規則には、当事者間の約定により関連事項を自由に選択できるような規定が多く存在している。仲裁廷構成人数、仲裁員選定、適用する法律の選択他、審理の方式等の面でも当事者の選択の範囲を広げている。

### 4. 迅速な仲裁手続き

国際投資紛争をより効率的、迅速に完了させることは、本規則のもう一つの目標である。本規則は、仲裁廷ができる限り速やかに審理終結を宣告する権限を有すると定めており、仲裁の裁決書については、審理終結を宣告した日から6カ月以内に作成することとしている。

## 三、本規則の主な内容

本規則は、6章、58条および二つの別紙からなる。その主な内容は、下記のとおりである。

## 1. 受理範囲および仲裁機構

CIETAC は、当事者間の仲裁合意に従い、契約、条約、法令またはその他の書類に基づき、投資者と政府（国家もしくは政府間組織、政府に授権されるもしくはその行為が国家の責任に帰するいかなる機構、部門またはその他の実体を指す）が当事者となる国際投資紛争を受理する（2条）。北京に CIETAC 投資紛争解決センター、香港に CIETAC 香港仲裁センターが設立されている（4条）。

## 2. 仲裁の開始および仲裁廷

申立人が本規則に従い、上記の仲裁機構に対して仲裁開始通知書を提出し、手続きに不備がない場合、仲裁機構がこれを受理する（8条）。被申立人は、仲裁開始通知書を受領した日から 30 日以内に仲裁機構に書面の答弁書を提出しなければならない（9条）。仲裁廷は、1名、3名またはその他の奇数の仲裁員により構成する（10条）。当事者は、仲裁員について、CIETAC が制定した「国際投資紛争仲裁員名簿」から選択することができる。また、名簿に掲載されていない仲裁員を選択することを約定することもできるが、CIETAC の主任の確認を経る必要がある（11条）。

## 3. 仲裁手続きに関する規定

### (1) 仲裁請求または反対請求に対する先行棄却

当事者は、明らかに法律根拠のない、または仲裁廷の管轄範囲を超える仲裁請求または反対請求に対して、その請求の全部または部分的な先行棄却を申し立てることができる。仲裁廷は、原則として、当該申立日から 90 日以内に決定を出さなければならない（26条）。

### (2) 第三者による資金支援

第三者による資金支援とは、当事者以外の個人または実体が協議により、一方の当事者の仲裁手続きにおける費用の全部または一部を負担することを指す。当事者は、第三者の情報等を仲裁廷に通知する義務を負う。仲裁廷は、仲裁費用およびその他の費用にかかる判断を下す際に、第三者による資金支援の有無および通知義務の履行状況を考慮することができる（27条）。

### (3) 証拠および鑑定等

当事者は、紛争の関係者、または専門知識のある者を証人または専門家証人として申し出ることができる（38条）。仲裁廷は、必要に応じて事実調査および証拠収集を行うことができ、専門家の意見を聴取する、または鑑定人を指定して鑑定させる権限を有する（37条、39条）。

### (4) 臨時措置

当事者は、本規則に添付される国際投資紛争緊急仲裁員手続きに従い、仲裁機構に対して緊急的臨時救済を申請することができる（40条1項）。また、仲裁廷は必要に応じて臨時措置を決定することができ、申請側の当事者に対して適当な担保を提供するよう決定する権限を有する（40条2項）。これらの手続きは、管轄権のある裁判所への臨時措置請求権に影響を与えない（40条3項）。

### (5) 仲裁における調停

本規則は、中国の仲裁実務を踏まえ、仲裁における調停を導入している。仲裁廷は、双方当事者の意思に基づき仲裁進行中に調停を行うことができる。調停については秘密を保持しなければならない

い。調停を経て合意に達した場合は、和解協議を締結しなければならず、調停がととのわない場合は、仲裁廷は、仲裁手続きの進行を継続し、かつ仲裁の裁決を行わなければならない(43条)。

#### (6) 第三者による書面意見

当事者以外の投資協定の締結者(以下、「非紛争締結者」)、または当事者および非紛争締結者以外の個人もしくは実体は、紛争にかかる投資協定を解釈する書面意見、または紛争にかかる事項に関する書面意見を提出することができる。仲裁廷は、当該書面意見を考慮して決定や裁決を行うことができる(44条)。

#### 4. 裁決書等の作成および公開

仲裁廷は、審理終結を宣告した日から6カ月以内に裁決書を作成しなければならない(45条)。仲裁廷は、最終的な判断を下す前に、当事者の何らかの請求事項につき部分的な判断を示すことができる(48条)。

また、仲裁手続きの透明性を高めるために、本規則は、仲裁の公開審理および資料の公開について条項を設けている。具体的には、当事者に別の約定がある場合または仲裁廷の別の決定がある場合を除き、仲裁の開廷審理は、原則として公開で行う(32条)。また、当事者に別の約定がある場合を除き、当事者は、仲裁申立書、仲裁答弁書、開廷審理の記録および仲裁廷による命令・決定・裁決書等の関連資料を公開することに同意するとみなされる(55条)。

#### 5. 仲裁費用

本規則は、仲裁費用表を添付している。仲裁費

用は、案件登記費用、機構管理費用および仲裁員報酬の三つの部分を含む。案件登記費用は、2万5,000人民元であり、機構管理費用および仲裁員報酬は、請求金額に従い定められた金額を徴収する。

#### 四、まとめ

本規則の施行により、国際投資紛争の当事者にとって新たな選択肢が増加する。今後、中国が、本規則に基づく仲裁手続きを規定した投資協定等を締結すること、中国政府または地方政府等と投資者との間の契約において、本規則に基づく仲裁手続きが規定されるケースも想定される。本規則に基づく仲裁事例が積み重なるまでにはもうしばらく時間がかかるであろうが、中国の関連する国際投資仲裁を解決する手段として、将来的に本規則に基づく仲裁が積極的に利用される可能性があり、今後の動向が注目される。



森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO

鈴木 幹太

(すずき かんた)

森・濱田松本法律事務所  
弁護士(日本)

2000年三井金属鉱業株式会社入社、早稲田大学法科大学院を経て2008年弁護士登録。以来、主として中国・台湾に関連するM&A、独禁、投資、撤退、労務、IT、知財等の案件に取り組んでいる。森・濱田松本法律事務所北京オフィス一般代表。



【Hong Kong】

## 香港における航空機リース事業の 税制改正

小野 勇人 SCS Global Consulting (HK)

### 1. 概要

香港政府は2017年3月10日に、オフショア航空機リース事業者に優遇税制を与える税制案「2017年税務(改正)(第2号)法案」を議会に提出しました。その後、同年5月19日に修正案の形で、優遇税制適用の対象がオンショア航空機リース事業者にも拡大されたのち、同年7月7日に施行となりました。航空機リース事業者に対する優遇税制の特徴は以下の2点です。

- (1) 適格航空機リース事業会社および適格航空機リース管理会社が得る利益に対する税率は、現行の事業所得税率16.5%の半分である8.25%とする。
- (2) 適格航空機リース事業会社が航空機オペレーターに航空機をリースすることで得られる収益について、総リース収入から減価償却費以外の費用を控除した額の20%を課税所得とみなす。

適格航空機リース事業会社および適格航空機リース管理会社に対する優遇税制は、17年4月1日以降に発生した所得に遡及適用されます。

### 2. 背景

香港の内国歳入法(IRO)はセール&リースバック

取引やオフショア取引を利用した租税回避や租税繰延を防止する目的で、以下のようなリース形態により減価償却資産をリースしている貸手の減価償却資産につき、事業所得税における初年度特別償却(Initial Allowance)および年次償却(Annual Allowance)の損金算入を否定しています(IRO 39条E(1))。

- (a) 過去に借手およびその関係者によって保有および使用されていた機械または設備
- (b) 船舶や航空機およびそれらに類するものの以外の機械または設備で以下のもの
  - (i) 貸手以外の者によって専らまたは主として香港外で使用されているもの
  - (ii) 取得または製造費用の全部または大部分がノンリコースローンにより直接または間接的に資金調達されているもの
- (c) 船舶や航空機およびそれらに類する機械または設備で以下のもの
  - (i) 借手が香港の船舶または航空機事業者でないもの

- (ii) 取得または製造設備の全部または大部分がノンリコースローンにより直接または間接的に資金調達されているもの

そのため、航空機リース事業者が航空機を香港外の航空会社へリースしている場合には、IRO 39 条 E (1)に基づき、これまで航空機の取得原価にかかる減価償却費の損金算入が認められませんでした(香港内の航空会社に対するリースの場合には、航空機にかかる減価償却費の損金算入は認められています)。

そして、中国を中心に高成長・高収益が見込まれる航空機リース業において、香港外の航空会社へのリースにかかる航空機原価の減価償却費が損金不算入となっていることは、香港の航空機リース業の発展を阻害している一要因であると指摘されてきました。そこで、金融セクター・物流ハブとしてのインフラが整備されている優位性を活かして、香港における航空機リース業を発展させるために、香港政府は今回、航空機リース業の税制改正を行うに至りました。

### 3. 法案修正の経緯

17 年 3 月 10 日に公布された法案では、航空機リース事業者への優遇税制として以下の提案がなされました。

- (1) 適格航空機リース事業者および適格航空機リース管理会社が得る利益に対する税率は、現行の事業所得税率 16.5%の半分である 8.25%とする。

- (2) 適格航空機リース事業者が香港域外の航空機オペレーターに航空機をリースすることで得られる収益について、総リース収入から減価償却費以外の費用を控除した額の 20%を課税所得とみなす。

しかしながら、当初の法案が議会に提出された後に、経済協力開発機構(OECD)内に設置された有害税制フォーラム(FHTP)より、当初の法案は有害な税の優遇措置として判定されかねないとの公式見解を香港政府は受領しました。FHTP は税の優遇措置が有害であるかの判定にあたり、「優遇措置が国内市場から遮断されているか(優遇措置の対象が国外からの進出企業に限定されている、国外からの進出企業は国内市場で取引を行わないこととされている)」等の否定的な要因を考慮します。

当初の法案では、適格航空機リース事業者の要件として、「香港域外の航空機オペレーターに航空機をリースする」としており、香港域内の航空機オペレーターに航空機をリースするリース事業者が対象となっていないことから、優遇措置が国内市場から遮断されている観点で有害な税の優遇措置と FHTP からみなされるリスクがあったと言えます。

FHTP からの公式見解を受けて、17 年 5 月 29 日の法案審議において、オフショア航空機リース事業者を適用対象としていた当初法案の適用範囲を、オンショア航空機リース事業者にまで拡大する法案修正を行いました。すなわち香港域内の航空機リース事業者においては、これまで通り航空機にかかる減価償却費を損金算入して標準税率 16.5%を適用されますが、今回の優遇税制を選択することも可能となります(ただし、優遇税制を選択した後に従前のスキームに戻すことは認められません)。

【表1】

香港域内の航空機リース事業者	香港域外の航空機リース事業者
<b>【スキーム1】(自動適用):</b> (a) 内国歳入法の現条項に基づいて、香港域内の航空機オペレーターにリースする航空機の取得原価にかかる減価償却費を損金算入する (b) 事業所得税率は標準税率の16.5%を適用する	<b>【スキーム1】</b> (a) 航空機オペレーターに航空機をリースすることで得られる総リース収入から減価償却費以外の費用を控除した額の20%をみなし課税所得とする (b) 事業所得税率は標準税率の半分の8.25%を適用する
<b>【スキーム2】(選択可能):</b> (a) 航空機オペレーターに航空機をリースすることで得られる総リース収入から減価償却費以外の費用を控除した額の20%をみなし課税所得とする (b) 事業所得税率は標準税率の半分の8.25%を適用する	

結果として適用できるスキームをまとめると表1のようになります。

#### 4. 適格要件

航空機リース事業の優遇税制の対象となる適格航空機リース事業会社および適格航空機リース管理会社の適格要件を以下に示します。

##### (1) 適格航空機リース事業会社の要件

- 航空機オペレーターではないこと
- 香港で一つ以上の航空機ドライ・リース活動(航空機のリースのみで、保険や保守修繕および乗組員等は借主が用意するリース)を行なっていること
- 航空機リース活動以外に香港で活動を行なっていないこと
- 会社の中央管理や統制が香港で実施されていること
- 航空機リース活動の利益を生み出す活動は、香港で実施していること
- 航空機リース活動が香港域外の恒久的施設

設で行なわれていないこと

##### (2) 適格航空機リース管理会社の要件

- 航空機オペレーターではないこと
- 香港で一つ以上の航空機リース管理活動(航空機所有を目的とする特別目的会社の管理、航空機の調達・保守運用等)を行なっていること
- 航空機リース管理活動以外に香港で活動を行なっていないこと
- 会社の中央管理や統制が香港で実施されていること
- 航空機リース管理活動の利益を生み出す活動は、香港で実施していること
- 航空機リース管理活動が香港域外の恒久的施設で行なわれていないこと

なお、上記要件を満たさない場合でも、一定のセーフ・ハーバー・ルールを満たした場合や、税務局長の判断で認められた場合には、適格航空機リース事業、あるいは同管理会社として認められること

もあります。

## 5. おわりに

今回は、香港で新たに制定された航空機リース事業者に対する優遇税制について解説いたしました。この優遇税制は香港における航空機リース産業の拡大・発展に貢献することを目的としています。標準税率 16.5%の半分の 8.25%および 20%のみなし所得課税という優遇税制のもと、香港が航空機リース業における世界の主要な拠点の一つになることが期待されます。

【編注】香港税務局は10月27日付で、航空機リース事業者に対する優遇税制の適用につき、税務上の取り扱いにかかる実務指針(DIPN No.54)を公布した。詳細については、下記原文を参照されたい。

[http://www.ird.gov.hk/eng/pdf/e\\_dipn54.pdf](http://www.ird.gov.hk/eng/pdf/e_dipn54.pdf)





**小野 勇人**  
(おの はやと)  
公認会計士(日本)  
SCS Global Consulting  
(HK) Ltd

慶應義塾大学商学部卒。2012年2月に有限責任監査法人トーマツに入所。主に日系・外資系の情報通信業・製造業・製薬業の財務諸表監査・内部統制監査(米国会計基準、米国PCAOB監査基準)に5年半従事。2017年8月からはSCS Global 香港において、現地日系企業に対する会計・税務・法務のコンサルティング業務に携わる。



【アジア経済情報】

ベトナム

～2017年の成長率は政府目標を下回る～

松浦 大将 みずほ総合研究所

前半の成長率は上昇も、目標達成には不十分

2017年2Q(4～6月期)の実質GDPは、前年比+6.2%(1Q:同+5.2%)と上昇した。ただし、年初来累計でみた上期の成長率は前年比+5.7%にとどまり、政府の成長率目標(同+6.7%)を達成するには、下期の大幅な景気加速が必要となる。

年初来累計で成長率の内訳をみると(図表1)、総資本形成の寄与度は+4.3%PT(1Q:+2.3%PT)と拡大した。名目資本投資ベースの内訳では(図表2)、農業・農村開発省や交通・運輸省を中心に国家部門の投資が加速し、火力発電所案件などの直接投資部門も押し上げに作用した。

実質消費支出の寄与度も+8.5%PT(1Q:+7.3%PT)と改善した。食品、衣類、家具・家電などの財の売上げが好調となったもようだ。製造業やサービス業を中心に所得が回復傾向にあるこ

などが個人消費の押し上げ要因とみられる。

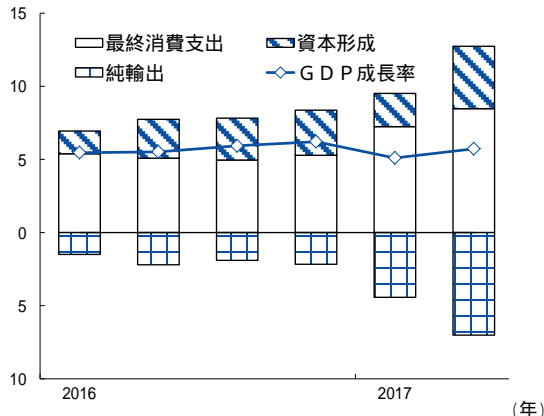
一方、純輸出の寄与度は7.0%PTと大幅なマイナスになった(1Q:4.4%PT)。通関ベースで2Qの貿易の内訳をみると、輸出は携帯電話を中心に増加し前年比+22.1%(1Q:同+15.1%)と加速したが、部品調達などのため輸入額も同+24.0%(1Q:同+24.3%)と大幅なプラスを付けた結果、貿易赤字は前年対比拡大した(次頁図表3)。

直近の指標をみると、実質小売売上高は8月までの年初来累計で前年比+8.9%(上期:同+8.4%)と伸びが拡大している。投資については、直接投資部門が減速する一方、国家部門の投資が加速しており、明暗が入り混じっている。貿易は、7・8月計の輸出額が前年比+15.2%に対し、輸入額は同+22.9%と引き続き輸出を上回る伸びを続けている。

8月の消費者物価指数(CPI)は、原油価格が上

図表1 実質GDP成長率

(年初来累計前年比、%)



(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局より、みずほ総合研究所作成

図表2 投資・訪越旅行者数

(単位:前年比、%)

	2016				2017	
	1~3	1~6	1~9	1~12	1~3	1~6
名目資本投資	10.9	10.3	9.6	8.7	8.6	10.5
国家部門	5.9	5.4	7.2	7.2	4.9	6.8
非国家部門	14.5	2.9	10.1	9.7	13.8	14.9
直接投資部門	12.8	14.3	12.6	9.4	6.2	9.6
対内直接投資認可額	119.1	105.4	4.2	7.1	77.6	54.8
新規投資	125.2	95.3	1.1	2.5	6.5	57.9
追加投資	107.0	129.0	13.9	19.7	206.4	35.8
訪越旅行者数	28.3	21.3	25.7	17.9	21.1	33.6

(注)対内直接投資認可額は速報ベース。

(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局、計画投資省、国家観光局、各種報道より、みずほ総合研究所作成



昇したことによる交通費の高まりや、食品価格の下落率が縮小したことから、前年比 + 3.4% (7月:同 + 2.5%)と伸びが拡大したが、4カ月連続で政府目標(同 + 4%以下)の範囲内で推移した(図表4)。

17 年前半の成長率が政府目標の達成に不十分なペースにとどまったことを受け、7月に国家銀行は政策金利のレファレンスレートを0.25%PT引き下げた。その後、株価・為替ともに横ばいで推移しており、利下げの金融市場への影響は限定的だった。

**17 年後半の景気は緩やかな加速にとどまる**

17 年後半の景気は緩やかな加速にとどまるとみられる。所得改善に伴う個人消費の回復が景気のドライバーとなる。また、対内直接投資の先行指標となる認可額は、8月に年初来累計前年

比 + 45.1%と高い伸びを示しており、今後の直接投資は上向き見込みだ。一方、欧米景気の回復は続くものの中国経済が減速に向かうことで、このところの輸出の増勢は一服するだろう。また、公的債務が政府の定めた上限(名目GDP比65%)に迫っている財政状況を踏まえれば、大幅な財政出動は望み難い。以上から、17 年の成長率は + 6.3%と政府目標(+ 6.7%)に届かない見通した。

18 年も成長率は緩やかな上昇基調を続けるだろう。引き続き財政事情がインフラ投資の重石となる見込みだが、同年初に発効予定のEUとの自由貿易協定(EVFTA)が輸出の押し上げ要因となるだろう。18 年の成長率は + 6.4%になるとみている。

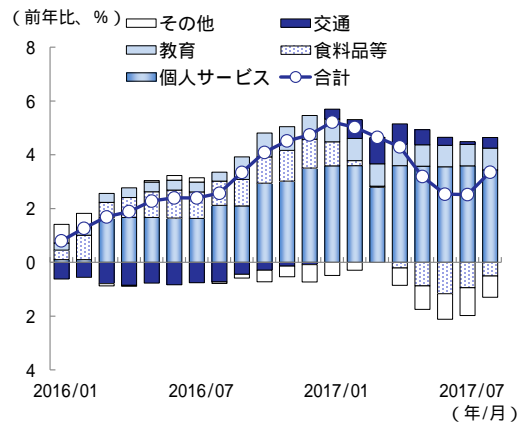
**図表3 貿易・小売・生産**

(単位:前年比、%・億米ドル)

	2016				2017	
	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6
通関輸出(億米ドル)	387.8	434.6	463.1	480.2	446.4	530.8
前年比	6.6	5.2	9.1	14.7	15.1	22.1
通関輸入(億米ドル)	374.6	434.9	445.7	492.8	465.7	539.2
前年比	3.9	3.3	4.5	17.9	24.3	24.0
貿易収支(億米ドル)	13.2	0.3	17.4	12.5	19.4	8.4
	1~3	1~6	1~9	1~12	1~3	1~6
実質小売売上高	7.9	7.5	7.7	8.7	6.2	8.4
鉱工業生産	6.3	7.5	7.0	7.5	4.3	6.3

(資料)CEIC Data、ベトナム統計総局より、みずほ総合研究所作成

**図表4 消費者物価指数**



(資料)ベトナム統計総局より、みずほ総合研究所作成

**【注目点:過度な金融緩和により、金融リスクが助長される副作用に要注意】**

2017 年前半の成長率は政府目標の達成ペースを大きく下回ったため、目標達成には年後半に前年比 + 7.3%程度の成長が必要となった。過去3年間の年後半の平均成長率が同 + 6.7%前後であったことを踏まえると、達成へのハードルは高い。

目標を達成できなかった場合、政府は担当者を処罰する考えを示すなど、今年目標達成への拘りは強い。ベトナム国家銀行はこの状況を踏まえ、2014年3月以来の利下げに踏み切った。インフレ率がターゲット内に収まっていることに加え、為替レートも安定していることを踏まえると、追加利下げの可能性は十分にあるといえよう。また、当局は銀行への貸出指導を強化することも見込まれる。

一方で、最近では銀行の不良債権比率が上昇しているとの指摘も増え始めており、過度な金融緩和策は貸出資産の劣化を通じて金融リスクを助長しかねない。政府や中央銀行はこのような金融政策の副作用にも注意を払いながら、慎重に政策運営を行う必要がある。

## Back Issues

## 2017年4月発行 第61号

- ・ 深圳市 30 年の軌跡と奇跡～世界の工場から紅いシリコンバレーへ～
- ・ 企業取引におけるサプライチェーンファイナンスの活用
- ・ Vietnam: 移転価格の新政令
- ・ India: インドビジネス最新情報[24]インド・シンガポール租税条約の改正
- ・ Singapore: 2017年シンガポール予算案～税制改正を中心に～
- ・ China: 海外 NGO の中国国内活動にかかる管理法
- ・ China: 中国税関実務～輸入申告価格の設定～
- ・ Hong Kong: 香港における事業譲渡
- ・ Hong Kong: 香港法人の資本再構築

## 2017年5月発行 第62号

- ・ 中国自動車産業の新常態
- ・ 成長期を迎えるカンボジア
- ・ India: インドの税制 [63] インド物品・サービス税 (GST) 導入を機会としたサプライチェーン改革の動向
- ・ Vietnam: ベトナム不動産制度の概要
- ・ Malaysia: マレーシア新外国為替管理規制
- ・ Philippines: 日比租税条約の適用
- ・ China: 中国民法総則の要点解説
- ・ China: 中国現地法人運営の留意点
- ・ Taiwan: 統一發票の実務上の留意点

## 2017年6月発行 第63号

- ・ アジア投資マインド回復も対米通商警戒の日系製造業～2017年2月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・ 中国返還 20 周年を迎える香港
- ・ 重慶市概況と日系企業進出の可能性
- ・ Vietnam: ベトナムにおける会計制度の主な特徴
- ・ Indonesia: インドネシア新移転価格文書規制
- ・ India: インドビジネス最新情報 [25] 一般的租税回避否認規定および「実質的な経営の場所」の概念の導入
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [26] 民事執行における財産調査の最新状況
- ・ China: 企業簡易抹消登記改革に関する分析
- ・ Hong Kong: 香港私的有限会社の閉鎖オプション～会社秘書役の観点からの考察～

## 2017年7/8月発行 第64号

- ・ 2017 年上期為替市場の回顧と 2017 年下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・ 欧州との物流ハブ目指す成都
- ・ Malaysia: 法人の不動産投資に関する課税関係
- ・ India: インドの税制 [64] インド子会社における IT を活用したガバナンス強化のための要点 (前編)
- ・ Vietnam: 現地法人への出資の際の送金手続き及び留意点

- ・ Philippines: フィリピンにおける委託加工ビジネスの可能性
- ・ Taiwan: インターネット広告費の支払いにかかる所得税
- ・ China: 企業経営における刑事コンプライアンス及びリスク削減

## 2017年9月発行 第65号

- ・ 電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・ 加速する産業移転の現状と課題～珠江デルタから広東省東西北部へ～
- ・ Vietnam: ベトナムにおけるインボイス制度の概要
- ・ Thailand: タイ国移転価格税制について
- ・ India: インドビジネス最新情報 [26] インド物品・サービス税～供給が行われた場所
- ・ China: 中国における税関調査～ロイヤルティーへの課税動向
- ・ China: 解説・中国ビジネス法務 [27] 改正「外商投資産業指導目録」
- ・ Hong Kong: 香港証券取引所～新たな取引市場の創設に向けた動き
- ・ Hong Kong: 外国子会社合算税制改正の概要と在香港日系企業への影響

## 2017年10月発行 第66号

- ・ 電子商取引が中国経済にもたらす新たな商機と課題
- ・ 日本企業の台湾事業再構築～台湾事業の「存在意義」を探る～
- ・ 香港外食産業への進出に関する考察
- ・ India: インドの税制 [65] インド子会社における IT を活用したガバナンス強化のための要点 (後編)
- ・ Malaysia: 源泉税に関する改正とその留意事項
- ・ Singapore: シンガポールの法人税
- ・ Vietnam: 公開会社に関するガバナンス規則の概要
- ・ China: 「広東省高級人民法院の労働紛争案件の審理における疑問に関する解答」の一部解説と外資企業の留意点
- ・ China: 中国からの資金還元スキーム～中国配当実務～
- ・ Taiwan: 台湾における法人税申告の個別調査

## 2017年11月発行 第67号

- ・ 中国食農ビジネスの機会を探る～日本の技術・ノウハウで中国の課題解決に貢献～
- ・ 加速する産業移転の現状と課題 (続編)
- ・ Vietnam: ベトナムにおける移転価格の新政令と通達
- ・ Philippines: フィリピンの VAT 還付制度
- ・ Cambodia: カンボジアの最新税務動向
- ・ India: インドビジネス最新情報 [27] 2016 年破産法および倒産法の解説
- ・ China: 中国会社法「司法解釈(四)」の要点解説
- ・ China: 中国における非貿易送金の実務～ロイヤルティーとサービスフィー～
- ・ Hong Kong: ウェルス・マネジメントにおける新たな選択肢～オフショア信託～

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課  
TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）  
TEL (03) 6628-9208

**One MIZUHO**  
Building the future with you

#### 免責事項

##### 1.法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

##### 2.秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

##### 3.著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

##### 4.諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。